

令和 8 年 第 1 回 定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 3 日 開会

令和 8 年 3 月 1 6 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和8年第1回奈井江町議会定例会

令和8年3月3日（火曜日）

午前10時00分開会

午後 2時00分閉会

○議事日程（第1号）

別紙のとおり

○出席議員（9人）

1番 根 岸 一 志
3番 篠 田 茂 美
5番 石 川 正 人
7番 笹 木 利津子
9番 森 岡 新 二

2番 星 厚 早
4番 遠 藤 共 子
6番 大 矢 雅 史
8番 大 関 光 敏

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町民生活課長兼会計管理者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教育委員会事務局長	遠 藤 友 幸
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

令和8年奈井江町議会
第1回定例会議事日程表

令和 8 年 3 月 3 日

午前 10 時 00 開議

10:00

(第1号)

日程	議 件 番 号	議 件 名	結 果
第 1		会議録署名議員の指名について	2番 3番
第 2		会期の決定について	14日間
第 3		議長諸般報告 1. 会務報告 2. 議会運営委員会報告 3. 委員会所管事務調査報告 4. 例月出納定例検査報告	了承
第 4		行政報告(町長、教育長)	
第 5	報 告 第 1 号	奈井江町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	報告済
第 6	報 告 第 2 号	奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画の策定について	報告済
第 7	議 案 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
第 8	議案第19号	奈井江町職員等の旅費に関する条例	原案可決
第 9	会議案第1号	奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
第10	議 案 第 2 号	令和7年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)	原案可決

第11	議案第3号	令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)	原案可決
第12	議案第4号	令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第13	議案第5号	令和7年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
第14	議案第6号	令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第15	議案第22号	奈井江町第7期まちづくり計画基本構想の改定について	原案可決
第16	議案第12号	奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	予算特委付託
	議案第13号	奈井江町税条例の一部を改正する条例	予算特委付託
	議案第16号	奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例	予算特委付託
	議案第17号	奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	予算特委付託
	議案第18号	奈井江町基金条例の一部を改正する条例	予算特委付託
	議案第20号	奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	予算特委付託
	議案第23号	奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について	予算特委付託
	議案第7号	令和8年度奈井江町一般会計予算について	予算特委付託
	議案第8号	令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について	予算特委付託

	議案第9号	令和8年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について	予算特委 付託
	議案第10号	令和8年度奈井江町下水道事業会計予算について	予算特委 付託
	議案第11号	令和8年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について	予算特委 付託
		令和8年度町政執行方針(町長)、及び令和7年度教育行政執行方針(教育長)	
		大綱説明(副町長) 議案第12号、第13号、第16号～18号、第20号、第23号、 議案第7号～第11号	
		予算審査特別委員会の設置について	

14:00

(1 0 時 0 0 分)

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。定例会初日、出席、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、令和 8 年奈井江町議会第 1 回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、2 番星議員、3 番篠田議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 1 6 日までの 1 4 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日より 1 6 日までの 1 4 日間に決定をいたしました。

日程第 3 議長諸般報告

(1 0 時 0 1 分)

1. 会務報告

●議長

日程第 3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告につきまして、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和8年1月9日。

調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について。

調査内容、①会期について、②議案審議について、③その他について。

委員会開催日、令和8年2月26日。

調査事項、第1回定例会に関する議会運営について。

調査内容、①会期について、②議案審議・審議順序について、③総括質問について、④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑦会議案・決議案・調査について、⑧その他について。

以上でございます。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告につきまして、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

まちづくり常任委員会所管事務調査報告をいたします。

委員会開催日、１月２８日、調査事項、調査第１号「定住対策について」、担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望としては、住宅助成事業では、平成２７年度から令和６年度までの累計で新築９７件、中古１２７件、合計２２４件の助成を行い、事業の効果として、住宅助成を開始してから１０年が経過した今もなお継続して小学校の入学者数が出生者数を上回っているとの報告がされた。

本町が子育て世代の転入先として現在も選ばれ続けていることは、定住対策の効果が着実に持続されているものとして大いに評価するものである。今後においても、移住定住者等のニーズの把握・検証を進め、町内外から求められる施策の展開を図るため、地元企業、関係団体などと連携を図り、さらに情報収集、情報発信等を行うとともに、住宅取得助成やリフォーム助成事業においては、ニーズに合った柔軟な対応に努めていきたい。

委員会開催日、２月１０日、調査事項、調査第２号「冬期間の道路管理について」、現地調査を含んでおります。担当課の出席を求め、現地調査を実施し、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討いたしました。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望としては、除排雪については、例年と比べ降雪量が少なく、作業も順調に進み、住民の暮らしに支障がないよう安全・安心な道路交通の確保に努めていることが報告された。雪捨て場の管理は１１月から３月までが基本となっているが、雪捨て場が農地に隣接しているため、なお一層融雪が進むような対応を願いたい。また、気温の上昇に伴い大きな建物からの落雪による事故が懸念されていることから、事前に通行止めにするなど、引き続き対応願いたい。

今後も住民が安全・安心な冬の暮らしを保たれるよう、道路状況や気象状況に即応できるように除排雪体制の維持に努めていきたい。

以上、所管事務調査の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(１０時０６分)

●議長

広報常任委員長、４番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

● 4 番

広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、12月12日、1月13日、1月20日、1月28日、4回の委員会を開催し、議会だより第42号の誌面の構成、編集、校正について検討し、2月15日には議会だより第42号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

(10時07分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、監査委員より特に説明がないとの申出がございますので、書面報告とさせていただきます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

(10時07分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第4回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

お手元の資料のとおり、各種団体、事務組合等の総会が開催されたところでありますが、特に次の2点についてご報告を申し上げます。

初めに総務課関係ですが、2月26日、全国町村会主催の地域農政未来塾において、本研修の締めくくりとなる最終報告会が開催され、副町長が出席して、本町職員の研さ

んの成果を見届けてまいりました。参加した職員が、本町が抱える課題に正面から向き合い、具体的な施策を堂々と提案しており、その姿は大変頼もしく、非常に質の高い発表内容であったとの報告を受け、大変心強く感じているところであります。

7回にわたる集中的な研さんを通じて地域の課題を自ら発見し、解決策を提示、実行できる地域づくりのリーダーが着実に育っているものと考えており、町といたしましても、今後もこうした研修機会を積極的に活用して、次世代の町政を担うたくましい人材の育成に継続して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、産業観光課関係ですけれども、1月31日、道の駅を会場にないえ冬まつり実行委員会主催のないえ冬まつりと、株式会社砂子組による砂子雪まつり、これは奈井江町のチャレンジ事業でもあります、これが初めて同時開催されました。

当日は天候にも恵まれて、町内外から多くの皆様にご来場いただき、会場ではキッチンカーや炊き出しコーナーが列をなす大盛況となったほか、雪合戦やチューブ・フラッグなどゲームを楽しむ子どもたちの歓声が響き渡り、冬の奈井江に大きな活気がもたらされました。

また、今年度、防災道の駅として指定を受けたことに伴い、会場内に防災ブースを設置いたしました。北海道開発局や損害保険ジャパン株式会社の御協力により、除雪機械や災害対策用機械の展示、防災ゲームなどが実施され、多くの来場者が楽しみながら冬の防災意識を高める貴重な機会となりました。

地域コミュニティの活性化と防災啓発を両立させた今回の試みに際し、多大なる御尽力をいただいた関係団体並びに地元企業の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

それでは、第4回定例会以降の主な教育行政について報告をいたします。

1月11日、二十歳を祝う会を開催をしております。二十歳を迎えた輝かしい36名の笑顔あふれるにぎやかな会となったところであります。

次ページをご覧ください。

2月の中で2回、他市町の子どもたちとの交流事業を行っているところであります。12日は、友好都市岡山県高梁市の成羽小学校の5、6年生と、27日は、子どもの権利に係る条例に関連をして、かねてより交流のある芽室町の小中学生とそれぞれオンラインでつながりまして、両市町の様子や学校生活などについて意見交換を行い、大変有意義な時間となったところであります。

最後にもう一点、2月27日でありますが、インフルエンザ等によりまして、奈井江小学校の2年生で学年閉鎖を行っております。閉鎖は3月1日まで行い、現状、各学年に発熱などの児童がごくごく少数はいるものの、それぞれ元気に登校している状況であります。

以上、行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号の上程・説明・質疑

(10時12分)

●議長

日程第5、報告第1「奈井江町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、おはようございます。定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第1号「奈井江町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」。

令和8年度からの奈井江町新型インフルエンザ対策行動計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、町議会に報告するものであります。

概要について、担当参事に説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

改めまして、おはようございます。第1回定例会の御出席、大変お疲れさまでござい

ます。

報告第1号「奈井江町新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容につきまして、別冊でお配りしております計画書により概要をご説明申し上げます。

計画書1ページをご覧ください。

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画であり、病原性が高く蔓延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を町の危機管理に関わる重大な課題と位置づけ、対策を講じていくための指針としております。

主たる目的として、中段にあります①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、②町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化を目指すこととし、基本的な戦略や対策、行動上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策、行動を示すものであります。

3ページをお開き願います。

対策実施上の時期区分については、3期に分けて区分しており、準備期は新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで、初動期は新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで、対応期は対処方針が実行されて以降としております。

4ページをお開き願います。

第3節、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、下段、初動期としては、下から2行目、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできるだけ抑えて、迅速かつ柔軟に対応することとしており、5ページをご覧ください。

対応期としては、封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期として4つに区分し、各期ごとの感染症危機対応の流れに基づき、16ページ以降に必要な対策を整理しております。

8ページをお開きください。

第5節、対策推進のための役割分担では、10ページまでにわたり、国、道、市町村、医療機関、町民などの役割を記載しており、9ページ中段、市町村の役割としては、ワクチン接種や住民の生活支援、要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することとしております。

11ページをお開きください。

当計画では、主な対策項目として、①から⑦に上げる7項目に沿って、準備期、初動期、対応期ごとに分けて取組を整理しており、下段の表のように、実際に新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部や道が対策本部を設置した場合においては、町長を本部長とする対策本部を直ちに設置することとしております。

16ページをお開きください。

第2部では、新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組として、7つの対策項目について、具体的な内容及び主な担当課を28ページまでにわたって記載し

ております。

7つの取組内容のうち、実施体制、蔓延防止、ワクチンについて簡単にご報告させていただきますが、第1章、実施体制、第1節、準備期では、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を全庁で行うとともに、業務継続計画の作成、人員確保、関係団体との連携体制の構築を行うこと、第2節、初動期では、町対策本部の設置準備や対策の実施に必要な予算の確保を行うこと、17ページ、第3節、対応期では、政府対策本部設置後の実施体制の取り方として、職員体制や町対策本部の設置等を記載しております。

19ページをお開きください。

第3章、まん延防止、第1節、準備期では、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備として、町及び学校等で行う基本的な感染対策について、第3節、対応期では、患者や濃厚接触者以外の町民へ外出自粛や感染対策の徹底の要請等、事業者や学校等に向けて休業や休校等の蔓延防止に必要な要請について記載しております。

21ページをお開きください。

第4章、ワクチン、第1節、準備期では、平時から関係者との協力体制を構築し、速やかに予防接種体制が構築できるよう準備を行うとともに、22ページ、第3節、対応期では、国からの要請を受けて医療機関との連携の下、特定接種や住民接種体制を進め、適切な接種管理や情報提供を行うこととしております。

29ページをお開きください。

資料編といたしまして対策本部編成表を、30ページ、31ページは、時期区分ごとに役割分担の表を載せてございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、計画の概要についてご報告させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みといたします。

日程第6 報告第2号の上程・説明・質疑

(10時21分)

●議長

日程第6、報告第2号「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画の策定について」

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の２ページをお開きください。

報告第２号「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画の策定について」。

令和８年度から令和１１年度までの４年間の奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和８年３月３日提出、奈井江町長。

本計画は、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、地域の支え合いによる地域福祉を推進するため、社会福祉協議会とともに、地域福祉計画と地域福祉実践計画を一体的かつ整合性を図りながら作成した計画として、町議会に報告するものであります。

概要については、担当参事に説明させますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

報告第２号「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画」の内容につきまして、別冊でお配りしております計画書により概要をご説明申し上げます。

１ページをご覧願います。

本計画は、１、計画策定の背景の下から７行目にありますように、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域全体で支え合う仕組みをつくるため、多様化・複雑化していく生活課題に対して、行政、関係機関、地域住民が一体となって対応するための地域福祉の施策に関する基本的な方向性を示す計画であります。

２、地域福祉計画とは、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、地域の支え合いによる地域福祉を推進し、ともに生きる地域社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画であり、３、地域福祉実践計画とは、地域住民やボランティア団体、民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくための行動計画として、社会福祉協議会が中心となって地域福祉計画との整合性を図りながら策定するものであります。

２ページをお開き願います。

両計画は、２ページの図にありますとおり、一体的に策定し推進するとともに、最上位計画であるまちづくり計画や高齢者福祉計画等の各種計画と整合性を図り、さらに成年後見制度の利用と促進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画、犯罪者等の社会

復帰支援や再犯防止等の推進のため、再犯防止推進計画を併せて策定しております。

3ページをご覧ください。

本計画は、令和8年度から令和11年度の4年間を第2期計画とし、第3期以降はまちづくり計画と併せて見直しを行うものとしております。

4ページをお開き願います。

第2章、地域を取り巻く状況では、7ページにわたりまして人口動態、生活保護受給者、障害者手帳所持者、介護認定者、老人クラブ等の状況を記載しております。

総人口につきましては、令和7年3月末において4,663人、高齢化率42.5%、出生は13人と少なく少子高齢化が進んでおります。

5ページの生活保護受給者の状況では、令和3年度において増加し、徐々に減少しているものの、物価高騰等による影響から今後も増加することが懸念されます。

7ページの4、介護認定者の状況では、認定者が一定数で推移することが見込まれています。

5、老人クラブの状況では、令和6年度末において、クラブ数14、会員数556人と会員数、老人クラブ数ともに減少傾向にあり、役員の担い手確保や会員の加入数が課題となっております。

8ページをご覧ください。

第3章では、第1期計画の評価を載せており、各内容ごとに効果検証及び施策評価を行ったところであり、介護人材の確保や災害時の避難支援体制等、今後さらに地域福祉に係る取組を強化する必要があると考えているところでございます。

10ページをご覧ください。

第4章、1、基本理念は、「いくつになっても住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」とし、全ての町民が健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くことができるまちづくりを目指すものとし、基本目標として3点を掲げております。

12ページをお開きください。

第5章、基本目標と施策の展開、基本目標①みんなで未来につなげる人づくりでは、地域福祉の理解を促すための地域福祉の推進や福祉を担う人材の育成について。

14ページをお開きください。基本目標②みんなが参加し利用できる仕組みづくりでは、住民参加・交流の場の充実、子ども・子育て支援、生活支援・見守り体制、生活困窮・就労支援体制について。18ページをお開きください。基本目標③みんなが心豊かで住みよい地域づくりでは、交通・生活環境、相談・支援体制、権利擁護体制、健康・介護予防、災害時の避難支援体制について、町・社協の取組内容と町民・地域に期待することについて記載しております。

23ページをお開きください。

ここからは、成年後見制度利用促進基本計画として、認知症や障害などによって判断能力が十分でない方の権利や財産を守るため、制度の利用促進に関する施策について基本的取組を位置づけしております。

24ページをお開きください。

5、奈井江町の現状（1）高齢者及び障害者の状況として、令和7年3月末、高齢者数は1,984人であり、今後も高齢者のみの世帯数は増加する見込みであること、認知症高齢者が現在350人ほどと推測されること、障害者の親亡き問題など、将来的なことを見据え、成年後見制度の理解の促進や支援する担い手の確保が課題と考えております。

27ページをご覧ください。

第7章、再犯防止推進計画であります。この計画は第2期から新たに盛り込んでおります。犯罪や非行した人の中には、立ち直りに多くの困難を抱えた末に再犯につながるものが多く、北海道の刑法犯の再犯率は約45%と高く、こうした方の社会復帰や生活再建に向けた支援は非常に重要であります。

全ての町民が健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くため、地域福祉計画の基本理念を共通の理念とし、相談体制や関係機関のネットワークづくりなど、再犯防止につながる環境・地域基盤づくりを進めます。

30ページをお開きください。

最後に、30ページ、31ページで推進計画体制について、計画の周知・啓発、計画の点検・評価、役割分担等を記載しております。

32ページ以降は、資料編といたしまして、社会福祉協議会の取組評価、施策と事業等を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、地域福祉計画・地域福祉実践計画の概要についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。報告第2号を報告済みといたします。

日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

（10時31分）

●議長

日程第7、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

それでは、議案書の３ページをお開きください。

議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」。

専決事項は、令和７年度奈井江町一般会計補正予算（第５号）であります。第１条において、歳入歳出それぞれ５５３万８,０００円を追加し、総額をそれぞれ６０億６,８００万７,０００円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙に係る経費で、１月２３日付で専決処分を行ったものであります。

令和８年３月３日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明いたしますので、９ページをお開きください。

９ページから１１ページにわたります総務費、選挙費の衆議院議員選挙費では、衆議院議員選挙に要する経費として人件費２８４万１,０００円、消耗品費、通信運搬費、委託料など２６９万７,０００円、合わせて５５３万８,０００円を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、８ページをお開きください。

国庫支出金、国庫委託金の総務費委託金、衆議院議員選挙委託金で、歳出と同額の５５３万８,０００円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第１号を採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 19 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時33分)

●議長

日程第 8、議案第 19 号「奈井江町職員等の旅費に関する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 No. 2 の 147 ページをお開きください。

議案第 19 号「奈井江町職員等の旅費に関する条例」。

奈井江町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する。

令和 8 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和 7 年度から施行された国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、近年の社会情勢に即した旅費の支給を図るため、本条例の全部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

議案第 19 号「奈井江町職員等の旅費に関する条例」についてご説明いたしますので、定例会資料 No. 2、63 ページ、資料 29 をご覧ください。

今回の改正につきましては、国の考え方に準拠し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償することと併せて支給対象の見直し等を行うものとなっております。

改正の内容につきましては、まず 1 の日当についてですけれども、今回の改正で現行の日当 1,100 円を廃止し、宿泊を伴わない出張においては交通費のみの支給とするものでございます。

廃止の理由といたしましては、国では昼食代と目的地内の交通費を日当の構成要素から除くとしておりまして、その考え方を準拠するものでございます。昼食代につきましては、昼食は通常の勤務においても必要とされる経費であること、また、昼食を伴わない出張もあること、そして、目的地内の交通費は実費支給になること等から廃止するものでございます。

次に、宿泊費及び宿泊手当についてでございますが、現行の道内及び道外旅行の上限額を廃止し、都道府県ごとの上限額とするものでございます。

また、宿泊手当につきましては、現行条例では、宿泊時に朝食・夕食を伴わない場合に、宿泊費の定額を上限として支給していた2,200円の宿泊料加算を廃止し、宿泊に生じる掛かり増し経費としまして、2,400円を宿泊費とは別に支給するものでございます。ただし、朝食または夕食のいずれかがついている場合は1,600円、両方ともついている場合は800円を食事の提供状況に応じて支給額を減額する仕組みにしております。

次に、3の鉄道賃についてでございますが、JR北海道が全車両全席指定席の導入を進めるということでございますので、その状況に併せて、現行の特急列車指定席利用の距離制限を廃止するとともに、首都圏や札幌市を除く指定都市内での移動旅費としていた1日につき1,500円の支給についても廃止をするということでございます。そして、必要最低限の実費について、実費支給にするものでございます。

次に、4の赴任等に係る転居費でございますが、現行の移転料、着後手当、扶養家族移転料の各定額の支給を「転居費」、「着後滞在手当」、「家族移転料」と名称を改めまして、上限付きの実費支給とするものでございますが、転居費につきましては、新たに採用する職員についても今後は支給するというところで改正をしております。

そのほかの主な改正点ですが、64ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど説明した内容のほかにとということでございますが、上から4番目になりますが、私有車使用に係る車賃の単価でございますが、これまで1キロ当たり23円を、物価高騰等を勘案しまして37円に改正するとともに、一番下の部分になりますけれども、死亡手当を新設したということでございます。

また、65ページになりますけれども、新条例の施行に伴いまして、奈井江町職員等の旅費に関する条例の全部改正することでございますけれども、それに伴いまして関係条例の改正も行いうということでございます。関係条例①から⑤まで5件につきましては、条例番号等の諸般の改正をするものでございます。

以上、旅費についてですけれども、施行日につきましては、ダイヤ改正に合わせて令和8年3月14日としているものでございます。

以上、説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時41分)

●議長

日程第9、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。

提出者、奈井江町議会議員篠田茂美。賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく根岸一志。

提案理由、奈井江町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、本条例を一部改正いたしたい。

次のページをお開きください。

「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。

奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「（平成2年条例第21号）による町長等相当額」を「（令和8年条例第 号）により算出した額」に改める。附則、この条例は、令和8年3月14日から施行する。

新旧対照表につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上でございます。

●議長

以上、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

（10時43分）

●議長

日程第10、議案第2号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 No. 1に戻りまして、14ページをお開きください。

今回の補正は、この後に提案する特別会計及び企業会計の補正予算も含め事業費の確定などによる精査であり、少額のことを割愛し、金額の大きな変更のあるものを中心に説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第2号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億6,160万2,000円を追加し、予算の総額を62億2,960万9,000円とするものであります。

第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費については、19ページ、第2表 繰越明許費のとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業1億1,369万円、生涯活躍のまち事業1億500万8,000円、消防指令台整備事業5,760万円であります。

第3条では、20ページ、第3表 地方債補正に記載のとおり、次世代オフィスソフト導入事業で650万円、確定申告受付支援システム導入事業で240万円を追加しております。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、議案書38ページをお開きください。

1款議会費では、役務費等の精査により83万9,000円を減額計上。

40ページをお開きください。

2款総務費では、41ページにわたります、その他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の給料等の見込み精査により236万6,000円を減額計上。

下段、管財事務に要する経費では、消耗品費の見込み精査により110万4,000円を減額計上。

42ページをお開きください。

行政情報システムに要する経費では、システム負担金等の見込み精査により100万3,000円を減額計上。

下段から43ページにわたります、国民保護に要する経費では、Jアラート受信機更新事業等の見込み精査により428万7,000円を減額計上。

ふるさと応援寄附金事業に要する経費では、寄附金額の減額を見込み、報償費、役務費合わせて833万7,000円を減額計上。

45ページをお開きください。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に要する経費では、補助金及び交付金の見込み精査により379万2,000円を減額計上。

下段から46ページにわたります、奈井江版生涯活躍のまちに要する経費では、旅費、

使用料等の見込み精査による減額及び令和８年度繰越事業費１億５００万８,０００円、合わせて１億２８４万１,０００円を追加計上。

下段から４７ページにわたります４目の財産管理費、その他公有財産の維持管理に要する経費では、町有地の草刈り手数料、北町児童館の解体工事の完了等の精査により１９２万３,０００円を減額計上。

中段、庁舎の維持管理に要する経費では、燃料費、電気料等の見込み精査により４０２万２,０００円を減額計上。

下段、まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、住宅助成金等の見込み精査により１,０４３万円を減額計上。

４９ページをお開きください。

９目減債基金積立金では、利息分積立金の見込み精査による減額及び役場庁舎整備基金の廃止による残金を今後の公債費の償還の原資とするため、合わせて１億５,０４３万５,０００円を追加計上。

１０目地域振興基金積立金では、ふるさと納税による積立金の見込み精査により２,１０８万７,０００円を減額計上。そのほかの基金についても積立金の見込み精査を行っております。

５６ページをお開きください。

３款民生費に入りますが、下段から５７ページにわたります、１項２目の社会福祉総務費、国民健康保険事業会計繰出金では、繰出金の見込み精査により１３０万３,０００円を追加計上。

５８ページをお開きください。

中段、３目の老人福祉費、後期高齢者医療保険に要する経費では、繰出金等の見込み精査により１９６万５,０００円を減額計上。

６０ページをお開きください。

中段、８目の介護保険推進費、介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合負担金等の見込み精査により２４７万４,０００円を減額計上。

６１ページをお開きください。

中段、２項１目の児童福祉総務費、障がい児通所支援に要する経費では、子ども通園センター負担金の見込み精査により１０８万７,０００円を減額計上。

下段から６２ページにわたります、子育て支援事業に要する経費では、施設型給付費負担金等の見込み精査により２０４万５,０００円を減額計上。

６３ページをお開きください。

２目の児童措置費、児童手当の支給に要する経費では、扶助費等の見込み精査により３３０万４,０００円を減額計上。

６４ページをお開きください。

４款衛生費に入りますが、下段から６５ページにわたる１項１目の保健衛生総務費、病院事業会計繰出金では、繰出金の見込み精査により５００万円を追加計上。

中段から６６ページにわたります、２目の予防費、母子保健事業等に要する経費では、

各種健診委託料等の見込み精査により１９５万６，０００円を減額計上。一般成人病予防事業に要する経費では、各種健診委託料等の見込み精査により１３６万３，０００円を減額計上。

下段、その他予防事務に要する経費では、各種予防接種委託料等の見込み精査により６８６万７，０００円を減額計上。

６８ページをお開きください。

２項１目の塵芥処理費、ごみ処理に要する経費では、一般廃棄物収集運搬委託料、砂川地区保健衛生組合、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査により１４７万８，０００円を減額計上。

下段から６９ページにわたります、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費では、修繕料、委託料の見込み精査により２０３万８，０００円を減額計上。

７０ページをお開きください。

６款農林水産業費では、各事業の見込み精査を行っておりますが、１項３目の農業振興費、農業担い手育成基金事業に要する経費では、異業種交流、農業応援チャレンジ事業等の補助金の見込み精査により２４３万７，０００円を減額計上。

７１ページをお開きください。

５目の農地費、排水機場維持管理事業に要する経費では、燃料費、運転管理業務委託料等の精査により１１４万５，０００円を減額計上。

７２ページをお開きください。

２項２目の林道の維持管理に要する経費では、維持補修に伴う手数料、林道草刈り委託料等の見込み精査により１８３万１，０００円を減額計上。

７４ページをお開きください。

８款土木費に入りますが、２項１目の道路維持費、道路の維持管理に要する経費では、各種工事の完了に伴う精査により１，７０８万７，０００円を減額計上。雪処理施設に要する経費では、設備修繕料等の見込み精査により１，９４７万円を減額計上。

２目道路新設改良費、町道新設改良工事に要する経費では、橋梁補修調査設計委託料の見込み精査により３３９万９，０００円を減額計上。

下段から７５ページにわたります、３項１目の河川維持費、河川の維持管理に要する経費では、工事の完了に伴う精査により７４０万８，０００円を減額計上。

中段から７６ページにわたります、２目の水防費、防災に要する経費では、防災行政無線等整備事業に伴う備品購入費、空き家除却助成金等の見込み精査により６５７万５，０００円を減額計上。

中段、４項１目の都市計画総務費、その他都市計画事務に要する経費では、委託料の見込み精査により２４７万５，０００円を減額計上。

下段から７７ページにわたります、２目の下水道費、下水道事業会計繰出金では、繰出金の見込み精査により１，４００万円を追加計上。

７８ページをお開きください。

９款消防費に入りますが、１項１目の消防費、砂川地区広域消防組合に要する経費で

は、負担金の見込み精査により３６６万７,０００円を追加計上。

７９ページをお開きください。

１０款教育費に入りますが、下段から８０ページにわたります、２項１目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では、タブレット端末購入費等の見込み精査により６８８万６,０００円を減額計上。

８１ページをお開きください。

３項１目の学校管理費、その他中学校管理事務に要する経費では、タブレット端末購入費等の見込み精査により４１０万７,０００円を減額計上。

８４ページをお開きください。

下段から８５ページにわたります、５項３目の公民館費、公民館の管理運営に要する経費では、燃料費、工事請負費等の見込み精査により１７４万７,０００円を減額計上。

下段から８６ページにわたります、５項５目の文化ホール費、文化ホールの管理運営に要する経費では、地域おこし協力隊経費、工事請負費等の見込み精査により２９９万９,０００円を減額計上。

８７ページをお開きください。

下段から８８ページにわたります、１１款公債費では、長期債償還の元金及び利子について、令和６年度借入分利率の確定などの見込み精査を行い、合わせて８１７万３,０００円を追加計上。

下段１２款職員費、職員給与等に要する経費では、財源振替えを行っております。

次に、歳入の説明をいたしますので、２３ページをお開きください。

１款町税、１項町民税では、見込み精査により個人・法人合わせて５,６４９万５,０００円を追加計上。２項固定資産税では、８５万８,０００円を追加計上。３項軽自動車税では２３万７,０００円を追加計上。

２４ページをお開きください。

４項町たばこ税では、７７万９,０００円を追加計上。５項都市計画税では１１万４,０００円を追加計上。

１１款地方交付税では、見込み精査により普通交付税８,９５３万１,０００円を追加計上。

２５ページにわたります、１３款分担金及び負担金では、認定こども園保護者負担金等の見込み精査により、合わせて２４４万８,０００円を追加計上。

２６ページにわたります、１４款使用料及び手数料では、文化ホール使用料等各費目により見込み精査を行い、合わせて５７万６,０００円を追加計上。

２９ページにわたります、１５款国庫支出金では、地方創生推進交付金のほか、各種事務事業の補助金等の見込み精査により、合わせて４,０５９万７,０００円を追加計上。

３２ページにわたります、１６款道支出金では、雪処理施設維持管理委託金のほか、各種事務事業補助金等の見込み精査により、合わせて８２５万３,０００円を減額計上。

１７款財産収入では、町営住宅貸付収入、各基金運用収入の見込み精査により、合わせて１２万７,０００円を追加計上。

下段から33ページにわたる18款の寄附金では、ふるさと応援寄附金の減額分3,000万円、企業版ふるさと納税として、株式会社アガルート様、株式会社セコマ様、ホクレン農業協同組合連合会様、匿名希望1名様、一般寄附分として、大條美代子様、武市卓様、匿名規模の方1名様、合わせて311万円、合計で2,689万円を減額計上。

19款繰入金、1項1目の地域振興基金繰入金では、公園維持管理事業、国際交流事業、令和6年度ふるさと納税充当分の精査等により825万7,000円を追加計上。

3目の森林環境譲与税基金繰入金では、森林整備事業充当の精査により77万3,000円を減額計上。

4目の役場庁舎整備基金繰入金では、充当財源の見込み精査による増額及び役場庁舎整備事業の完了に伴う基金の廃止による残金の繰入れ、合わせて1億5,054万3,000円を追加計上。

6目の農業担い手育成基金繰入金では、事業費の見込み精査により243万7,000円を減額計上。

7目の公共施設整備等基金繰入金では、北町児童館解体工事、各種修繕等の確定により503万円を減額計上。

34ページをお開きください。

35ページにわたります、21款諸収入では、雑入など合わせて290万3,000円を減額計上。

36ページにわたります、22款の町債1項1目の過疎債では、各事業費の見込み精査により7,660万円を減額計上。

2目の公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎整備事業の確定により40万円を減額計上。

4目の緊急防災・減災事業債では、社会教育センター高圧受電設備改修工事、消防指令台整備事業、Jアラート受信機更新事業、防災行政無線等整備事業の見込み精査により1,030万円を減額計上。

27目のデジタル活用推進事業債では、小中学校教職員タブレット端末購入事業の確定、次世代オフィスソフト導入事業、確定申告受付支援システム導入事業の追加により870万円を追加計上しております。

なお、以上における歳入歳出の差1億2,178万9,000円につきましては、歳入33ページの財政調整基金繰入金を6,388万8,000円減額計上、歳出49ページの財政調整基金積立金のうち5,790万1,000円を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。3番篠田議員。

● 3 番

歳出の 43 ページ、ふるさと応援寄附金事業に要する経費で 833 万 7,000 円減額しており、寄附金のほうも歳入のほうでは 3,000 万落としております。今現在、奈井江町にふるさと納税で寄附をいただいた金額の額をちょっと教えていただければ。

● 議長

企画財政課長。

● 企画財政課長

2 月末現在の数字ということになりますけれども、ふるさと納税分としましては、5,195 万 8,000 円となります。

● 議長

3 番篠田議員。

● 3 番

前年は 1 億を超えてたんですけども、今回ちょっと半分ぐらいに落ちてはいるんですけども、要素的にはどんな形で落ちたのかなと考えておられるのかお聞きしたい。

● 議長

企画財政課長。

● 企画財政課長

7 年産が大きく影響したのかなというふうに思っておりますけれども、米価の高騰によりまして寄附金額も上げているというような状況になっておりますので、その分が大きく影響したのかなというふうに思ってます。物価高騰によりまして、米価が上がったことに伴って米の消費も減少してきているというような状況が、今回大きく影響したのかなというふうにも思っておりますし、さらには令和 7 年産、昨年度の 12 月ぐらいからふるさと納税の新米の需要があったというようなことになっているんですけども、例年 12 月以降、1 月、2 月、3 月というのは寄附金額が大体落ちるような形になるんですけども、昨年その分が落ちずに需要が高まったということもあって、高い金額で推移したということで、新年度に入ってから米が供給できなくなってしまったという、昨年の引き合いが強かったために、今年度途中でお米がなくなってしまったというようなこともあって、そういった現象もあって、今回寄附金額が減少したというようなことで分析しております。

● 議長

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。1 番根岸議員。

● 1 番

歳出の 76 ページ、75 ページから来る水防費の中で、負担金補助及び交付金の中で補助金 300 万減額になってるんですけども、こちらは空き家の除去の負担金じゃないかと思うんですが、こちら、令和 7 年に新規で予算取りしたものかと思うんですが、こちらが減額になって、実行されなかった理由というか、何かありましたらお願いいたします。

● 議長

総務課参事。

● 総務課参事

ただいまのご質問にお答えいたします。

今の減額になっている部分につきましては、今ほどありました空き家の除却の補助金ということになっておりますが、昨年新たにつくった補助金ということで、5 月の固定資産税の納付書の発布時と、もう一度 9 月に再度事業のほうの周知を該当者に対してさせていただいたところですが、たまたま、残念ながら手挙げがなかったという実態でありまして、できたばかりですのでまだ PR 不足というところもあったかと思いますが、そういったところが原因かというふうに考えております。

● 議長

1 番根岸議員。

● 1 番

今後予算の絡みにもなってくるかなと思うんですけども、そういった募集したところなかった中で、今後の何か新しい PR 方法とかはお考えでしょうか。

● 議長

総務課参事。

● 総務課参事

あくまで対象は特定空家または管理不全空き家に認定された家屋ということになりますので、広く周知しても効果が広がるものとは考えておりませんので、新たな対象となっている家屋の所有者に対して、引き続き回数を重ねながら周知を行っていきたいというふうに考えております。

● 議長

よろしいですか。根岸議員。

● 1 番

現状、特定空家になっている建物が、補助金を出したからといって解体されるかというのがなかなか疑問なところも残りますので、そういった意味も込めまして、何か周知の方法だったりとか、出す方法も検討していただければと思います。

●議長

ほかに質疑ございますか。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

この時計で15分まで休憩いたします。

(休憩)

(11時07分)

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時14分)

●議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11、議案第3号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の91ページをお開きください。

議案第3号「令和7年度国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,735万8,000円を追加し、予算の総額を1億9,490万8,000円とするものであります。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、99ページをお開きください。

100ページにわたります。1款総務費では、広域連合負担金等の見込み精査により、101万7,000円を減額計上。

101ページ、4款諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金等の見込み精査により、102万5,000円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、96ページをお開きください。

1款国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により、2,275万8,000円を追加計上、2款使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査により、3万4,000円を減額計上。

下段から97ページにわたります3款財産収入では、基金利子の見込み精査により、4万9,000円を追加計上、4款繰入金では、一般会計繰入金、広域連合会計繰入金の見込み精査を行っております。

下段から98ページにわたる6款諸収入では、診療施設補助金などの見込み精査により、87万7,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、歳入、97ページ、国保基金繰入金を877万9,000円減額計上、歳出、100ページ、国保基金積立金を1,736万7,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11時17分)

●議長

日程第12、議案第4号「令和7年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは議案書の102ページをお開きください。
議案第4号「令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ11万5,000円を減額し、予算の総額を1億1,603万5,000円とするものであります。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、108ページをお開きください。

1款一般事務に要する経費、徴収に要する経費では、旅費、消耗品費等の見込み精査で合わせて4万6,000円を減額計上。

109ページにわたります、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込

み精査により6万9,000円を減額計上しております。

続いて、歳入について説明いたしますので、107ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により184万1,000円を追加計上。

3款繰入金では、保険基盤安定繰入金、一般会計繰入金などの見込み精査により195万6,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時19分)

●議長

日程第13、議案第5号「令和7年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の110ページをお開きください。

議案第5号「令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において、大規模下水道管路特別重点調査、管路建設工事、流域下水道建設負担金、合わせて1,751万3,000円を減額。

第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款下水道事業収益において1,321万4,000円を追加し、総額4億2,924万8,000円。支出、第1款下水道事業費用において636万7,000円を追加し、総額4億671万9,000円。

111ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において1,567万9,000円を減額し、総額4,818万6,000円。支出、第1款資本的支出において1,755万8,000円を減額し、総額2億3,226万6,000円としております。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、収益的支出からご説明いたしますので、114ページをお開きください。

中段、下水道事業費用、営業費用、1目管渠費では、委託料、修繕費の見込み精査により579万9,000円を減額計上。2目個別排水処理費では、委託料等の見込み精査により119万6,000円を減額計上。3目水洗化促進費では、手数料の見込み精査により2万円を減額計上。4目総係費では、中空知水道企業団負担金等の見込み精査により20万円を減額計上。5目減価償却費では、消却資産の精査により33万1,000円を追加計上。

営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債の見込み精査により21万2,000円を減額計上。2目消費税及び地方消費税では、支払消費税の見込み精査により1,406万1,000円を追加計上。

特別損失では、1目その他特別損失で、不納欠損額の見込み精査により5万2,000円を追加計上。2目過年度損益修正損では、漏水の修繕による還付金が発生したため、8,000円を追加計上しております。

続いて、上段の収益的収入についてご説明いたします。

下水道事業収益の営業収益では、1目下水道使用料の見込み精査により166万2,000円を減額計上。3目その他営業収益では、流域下水道負担金等の見込み精査により9万1,000円を追加計上。

営業外収益では、1目受取利息及び配当金で4万9,000円を追加計上。2目他会

計補助金では、見込み精査により1,400万円を追加計上。3目国庫補助金では、見込み精査により27万円を減額計上。4目長期前受金戻入では、見込み精査により100万7,000円を追加計上。5目消費税及び地方消費税還付金では、1,000円を減額計上しております。

次に、資本的支出について説明いたしますので、115ページをお開きください。

下段、資本的支出、建設改良費の1目管路建設費では、大規模下水道管路特別重点調査、汚水柵新設工事、個別排水処理施設設置工事等の見込み精査により1,747万円を減額計上。2目流域下水道建設費負担金では、資本費負担金の見込み精査により6万1,000円を減額計上。

企業償還金では、建設企業債元金償還金の見込み精査により2万7,000円を減額計上しております。

続いて、上段の資本的収入では、企業債の1目建設改良費において、事業の見込み精査により1,430万円を減額計上。国庫補助金の1目国庫補助金では、大規模下水道貫路特別重点調査補助金137万9,000円を減額計上。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 4、議案第 6 号「令和 7 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 1 1 6 ページをお開きください。

議案第 6 号「令和 7 年度病院事業会計補正予算（第 2 号）」の概要についてご説明いたします。

第 2 条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において医療用画像管理システム等で 8 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

第 3 条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第 1 款病院事業収益において 1, 0 6 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額 8 億 7, 7 9 1 万 9, 0 0 0 円。支出、第 1 款病院事業費用において 2 4 0 万 3, 0 0 0 円を減額し、総額 8 億 8, 8 3 6 万 8, 0 0 0 円。1 1 7 ページをお開きください。

第 4 条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第 1 款資本的収入において 7 4 6 万 8, 0 0 0 円を減額し、総額 8, 0 5 8 万 2, 0 0 0 円。支出、第 1 款資本的支出において 9 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額 9, 7 8 3 万 4, 0 0 0 円。

第 5 条、企業債の補正では、医療施設整備事業で病院事業債 1 0 万円を増額。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費 9 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額 5 億 1, 1 4 3 万 7, 0 0 0 円としております。

令和 8 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

それでは補正の内容につきまして、収益的支出からご説明いたしますので、1 2 1 ページをお開きください。

病院事業費用、医業費用の 1 目給与費では、人件費の見込み精査で合わせて 1 2 1 万 2, 0 0 0 円を追加計上。2 目材料費では、薬品費等の見込み精査により 1 4 8 万 3, 0 0 0 円を減額計上。3 目経費では、光熱水費、委託料等の見込み精査により 1 4 9 万 5, 0 0 0 円を減額計上。

1 2 2 ページをお開きください。5 目減価償却費では、消却資産の見込み精査により 3 8 万 7, 0 0 0 円を減額計上。6 目資産減耗費では、医療機器設備等の除却により 8 2 万 4, 0 0 0 円を追加計上。7 目研究研修費では、旅費等の見込み精査により 8 7 万 7, 0 0 0 円を減額計上。

医業外費用の１目支払利息及び企業債取扱費では、見込み精査により２万２,０００円を減額計上。２目サービス付高齢者向け住宅費では、人件費等の見込み精査により５７万７,０００円を減額計上。４目雑損失では、薬品処分に伴う損失として５０万円を追加計上。

続いて、収益的収入について説明いたしますので、１２０ページをお開きください。

病院事業収益の医業収益では、患者数の増減等により合わせて２,１３９万円を減額計上。

医業外収益では、国庫補助金、国民健康保険調整交付金、一般会計負担金、職員及び出張医師の給食料、サービス付高齢者向け住宅の入居費等、長期前受金戻し入れの精査により、合わせて３,２００万１,０００円を追加計上。

次に、資本的支出について説明しますので、１２３ページをお開きください。

下段、資本的支出建設改良費、企業債償還金の見込み精査により、９５万５,０００円を減額計上。

上段、資本的収入においては、企業債、一般会計繰入金、国庫補助金の見込み精査により、合わせて７４６万８,０００円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 5、議案第 2 2 号「奈井江町第 7 期まちづくり計画基本構想の改定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書 No. 2 の 1 7 0 ページをお開きください。

議案第 2 2 号「奈井江町第 7 期まちづくり計画基本構想の改定について」。

奈井江町まちづくり自治基本条例の規定に基づき、奈井江町第 7 期まちづくり計画基本構想を改定したいので、町議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

私のほうから、基本構想の改正概要について説明させていただきます。

議案第 2 2 号「奈井江町第 7 期まちづくり計画基本構想の改定について」。

定例会資料 No. 2、6 8 ページ、資料 3 2 をご覧いただきたいと思います。最後のページになります。

今回の改正につきましては、子どもたちをはじめ、各界、各層の町民、教育関係者等の議論により、昨年 1 2 月に教育ビジョンが改定されたことに伴いまして、本基本構想の政策について一部を改定するものでございます。

上から順にということで、1 点目でございます。これまでの、自ら学ぶ力に加え、子どもたちに社会や生活上の課題を自分ごととして考えた上で、行動できる力を身につけてほしいという意図を強調した内容を追記しております。

2 点目になります。単に使うことから I C T を使いこなすということ、さらには情報リテラシー、情報を見極める力ということになりますが、これらを身につける意図の内容について追記する修正を行っております。

また３点目でございます。自分と異なる存在、相手との関係性を前提とした他者という表現や、対話のスキルの必要性、挑戦や試行錯誤を肯定的に捉える内容を加えた内容で修正を加えております。

最後に４点目でございます。全町民が生涯にわたり学ぶ機会を増やすとともに、大人も子どもも一人一人が得意なことや好きなことを身につけ、人生を豊かなものにする内容を追記したということでございます。

以上が基本構想の改定の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第２２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

(1 1 時 3 3 分)

日程第 1 6 議案一括上程

(1 1 時 3 4 分)

●議長

日程第 1 6

議案第 1 2 号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

議案第 1 3 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第 1 6 号「奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例」

議案第 17 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 18 号「奈井江町基金条例の一部を改正する条例」

議案第 20 号「奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」

議案第 23 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」

議案第 7 号「令和 8 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 8 号「令和 8 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 9 号「令和 8 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 10 号「令和 8 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 11 号「令和 8 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、12 議案を一括議題といたします。

令和 8 年度町政執行方針（町長）

（11 時 35 分）

●議長

この際、町長に令和 8 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

令和 8 年第 1 回奈井江町議会定例会の開催にあたり、令和 8 年度の町政執行について私の所信を申し上げます。

第 7 期まちづくり計画は、2 年目を迎えます。これまで地道に積み上げてきた施策を礎に、奈井江のポテンシャルを最大限に引き出し、次世代へつなぐ重要な局面に私たちは立っていると感じております。

国では、地方が自律的に経済成長を牽引する「地域未来戦略」が推進され、「地域全体で持続可能な豊かさを育む力」が求められています。地場産業の付加価値を高め、雇用を生む民間活力の最大化。そして、行政においては、その経済循環を支え、持続可能な行政サービスへとつないでいく仕組みづくり。この官民が一体となって、誰もが役割を持ちながら、活躍する「奈井江ならではの豊かさ」を高めていくことが、次代へつなぐ新たな道筋であると考えております。

この活力を支える土台は、本町が大切に育んできた「人と人との繋がり」「互助の精神」であり、これが新しい挑戦に踏み出す際の「心強い後ろ盾」となり、さらには地域に新たな活力を生み出す原動力になると確信しております。

こうした背景の中、「奈井江版生涯活躍のまち」は、5 年目という大きな節目を迎え、これまでの取組を地域にしっかりと根づかせ、さらに深化させていく 1 年となります。

地方創生の交付金は一つの区切りを迎えますが、「人と人とのつながり」や「コミュニティの絆」は時代の変化にも対応しながら、持続可能な形へと昇華させてまいります。

第7期まちづくり計画では、町民の皆さん、そして本町に関わる全ての方々とともに奏で、響き合う力が、20年、30年先の未来を切り開く確かな原動力として位置づけております。重点施策である生涯活躍のまちを中心に、福祉・教育・産業振興の施策など、「みんなで奏でるおもしろいのまち」という最上位目標を見据え、一つ一つの施策を着実に進めてまいります。

それでは、令和8年度の主な施策について申し上げます。

1つ、誰もが躍動する共奏のまちを目指して。

「奈井江版生涯活躍のまち」事業は、これまでの歩みの中で、着実にその実効性を高めてまいりました。これまで展開してきた様々な施策は、単なる行政サービスの提供にとどまらず、町民の皆さんが主体的に動き出せる「チャレンジできる基盤」として、地域の中に確かな手応えを残しております。

本年度は、これまでの成果を最大限に活用し、事業をより深く「定着」させる段階へと移行してまいります。これまで育んできた企業や学生、地域おこし協力隊などの多様な関わりの輪を広げながら、まちじゅうに「奏でる」喜びがあふれ、コミュニティの活力がそのまま地域の活力へとつながる好循環を生み出すとともに、他分野との掛け合わせも模索し、「生涯活躍のまち2.0」の実施に向けた検討を進めてまいります。

(1) 誰もが活躍できる就労の創出と定住促進。

「しごとコンビニ」事業は、登録者や売上額を伸ばしながら、地域を支える基盤として着実に成長しています。今後とも、登録者のスキルアップと委託者ニーズを積極的に掘り起こすとともに、互いのニーズに合ったマッチングと、町外からの受注拡大、収益性の向上につなげてまいります。

「しごとチャレンジ」においては、チャレンジコンテスト参加者による起業やイベント参画に加え、ラスクやクラフトビールの開発といった目に見える成果が生まれています。今後は、こうした実績を積み重ねていけるよう、中小・小規模企業振興基本条例に基づく起業支援策を強力に発信するとともに、意欲ある人材の呼び込みを加速させ「稼ぐ力」と「新たなしごと」の創出を進めてまいります。

(2) 誰もが健康で、安心して暮らせるまちづくりの確立。

近年、人生100年時代と言われている中、当町の高齢化率は43%を超え、けがの予防や姿勢改善など身体の調子を整えるコンディショニング事業は、引き続き、地域おこし協力隊により、幼児から高齢者までの幅広い世代のほか、企業や事業所も含めた、町内全域に広がる健康づくりを推進してまいります。

また、地域コミュニティの再構築においては、集落支援員や地域おこし協力隊の配置検討に加え、連合会館の集約化や会館維持管理の在り方について、地域の皆さんとしっかりと向き合って議論を進めてまいります。

(3) 地域資源を生かしたまちづくり。

文化ホールを拠点とする「まちじゅう音楽」事業は、30年の歴史を礎に、年々その

活動の輪を広げており、日々の暮らしに音楽が溶け込み、世代を超えた感性の共鳴が生まれている今の姿は、まさに本町の誇るべき地域資源であります。

本年度は、この「まちじゅう音楽」事業を継続して取り組むとともに、「音楽の力」を福祉や教育、商工振興といった他分野の取組と掛け合わせることで、地域に新たな価値を生む「生涯活躍のまち2.0」の象徴的な取組として、その発展を加速させてまいります。

2つ目に、豊かな自然の中で安心・安全な暮らしを目指して。

(1) 防災・生活環境の整備。

○防災と交通安全対策。

北海道でも線状降水帯などの極端な気象現象が確認されるなど、災害に対する日頃からの備えと対策の充実が必要となっていることから、本年度は、町民の皆さまとともに防災訓練を実施し、いざというときに迅速かつ安全に適切な対応を取るための備えを進めてまいります。

昨年、確実に速やかに防災情報の伝達を行うために整備した「防災アプリ」を、より多くの皆さんに利用していただくため、各種イベントや会議など、様々な機会を通じて、普及啓発や導入促進に努めてまいります。

高齢運転者による痛ましい事故を抑止するため、引き続き、運転免許証自主返納の取組を進めるとともに、交通事故の撲滅に向けて、関係団体と連携しながら、各種交通安全運動を展開してまいります。

○空き家対策。

町内でも増加傾向となっている空き家について、利活用や解体などの総合的な対策に取り組むとともに、周囲の生活環境に危害を及ぼす可能性の高い特定空家等の解体助成について、引き続き制度の周知等に努めてまいります。

○地域公共交通の充実。

持続可能な交通体系を確立していくため、町営バスは昨年10月より新たな路線での運行を開始しており、より多くの皆さんに地域公共交通に親しんでいただくための取組を進めてまいります。

本年9月末には、中央バスの滝川奈井江線の廃止が予定されており、これまで町民の町外への生活の足として利用されてきたバス路線が全て廃止となることから、その代替となる交通手段の確保について、空知総合振興局や近隣市町と連携・協力しながら取り組んでまいります。

○公営住宅の管理。

経年劣化に対応した適正な修繕のほか、桜ヶ丘団地2号棟のエレベーター更新事業を進める一方で、効率的な維持管理と計画的な用途廃止を進めるため、入居者の転居・住み替えに関する不安の解消や、丁寧な合意形成に向けて寄り添った支援に努めてまいります。

○道路環境の維持。

安全かつ円滑に通行できる道路環境を維持するため、平時からの巡視と破損状況に応

じた維持補修を継続して行うとともに、西1条通り（イ）道路改修工事や北4丁目通り（ニ）道路改修工事などを行い、道路交通の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

道路照明については、子どもたちから寄せられた防犯等の増設に対する要望にも応えながら、老朽化した灯具の修繕及びLED器具への更新を計画的に進め、省エネルギー化と防犯対策に努めてまいります。

○公園の整備。

子どもたちの遊び場や地域住民のコミュニケーションの場である公園や河川緑地が、町民の皆さんに気持ちよく利用していただけるよう、きめ細やかな維持管理を継続してまいります。

また、茶志内公園では、老朽化が進んだ木製遊具の撤去を行い、安全で開放感あふれる空間へと環境を整え、地域の安全性と景観の向上を図ります。

寿運動公園においては、パークゴルフ場を良好な状態に整備し、公認コースの再認定を受けることで、町内外から多くの愛好者が集い、親しまれる施設としてさらなる活用促進に努めてまいります。

（2）環境衛生対策の充実。

ごみの減量化に向け、引き続き「物を大切に作る心」を町全体で共有し、町広報紙やSNSを活用して、一人一人の着実な行動を呼び掛けてまいります。

16回を迎える「全町一斉クリーン作戦」は、今や町内会や老人クラブ、企業等による自主的な活動へと広がりを見せています。こうした身近な取組を、ゼロカーボンの取組の第一歩と捉え、まずは町民や事業者の皆様とともに学びながら、環境意識の醸成に努めてまいります。

3つ目に、ともに支え合い、健やかに心豊かな暮らしを目指して。

（2）健康づくりの推進。

○健康増進及び疾病予防対策の推進。

全ての町民の健康寿命延伸に向けて策定した「第3次奈井江すこやかプラン21（奈井江町健康づくり計画）」に基づき、特定健診や各種検診体制を整備するとともに、栄養指導や運動指導、健康教室などにより、町民一人一人の健康への関心を高め、健康増進や疾病予防対策、生活習慣改善に取り組んでまいります。

当町は、全国平均に比べ「子宮がん」「大腸がん」の発生率が高いため、がんの早期発見に向けて、受診勧奨の強化、検診の同日実施や無料クーポン券の配布、個別検診の体制確保など、受診体制の強化に努めてまいります。

○感染症等の疾病予防対策。

様々な感染症の蔓延防止や重症化予防に向け、予防に対する知識の普及啓発を行うとともに、各種ワクチン接種について、医療機関との連携を図りながら、接種体制を整備してまいります。

また、令和8年度から定期接種となる妊婦を対象とした「RSウイルスワクチン」については、年度当初より開始できるよう進めてまいります。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、国や道の見通しに合わせ、令和8年度からの

計画に改定したところであり、感染症危機が発生した際に、迅速かつ効果的に対応できるよう努めてまいります。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。

高齢者の疾病予防や重症化予防、介護・フレイル予防のため、健全な食生活や運動などの普及啓発を目的とした各種事業や認知症及び閉じこもり、うつ予防など、各種介護予防対策に取り組んでまいります。

また、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保健事業、介護保険の地域支援事業を一体的に実施することで、効果的な保健・医療・介護の適切なサービス提供につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

○心の健康づくり対策。

心の健康問題は極めて深刻な課題であり、特に本町における高齢女性の自殺率の増加や、現代世代のストレス状況を重く受け止め、第2次「いのちを守るネットワーク推進計画（自殺対策計画）」を策定したところであり、本計画に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指し、こころの健康相談窓口の周知強化やメンタルヘルスの普及啓発など、心の健康づくり対策をさらに充実してまいります。

（２）医療・介護・福祉の推進。

○町立国保病院の安定した経営。

町立国保病院では、人件費や物価高騰など社会情勢の急速な変化により、経営環境が厳しさを増す中、職員が一丸となり経営改善に取り組んでおります。

本年6月からの診療報酬改定では、経営改善に重点を置いた内容となることが示されておりますので、改定内容の詳細を確認するとともに、院内における情報共有と、職員一人ひとりの経営に参画する意識を高めながら、経営改善の取組を推進してまいります。

医療提供体制では、医育大学や関係医療機関との連携による医師確保をはじめ、医療従事者体制の安定化を図るとともに、院内の検査や調剤支援、中空知二次医療圏域の自治体病院で活用している地域医療情報連携などのシステム更新により、安定した医療の提供に努めてまいります。

中空知二次医療圏域の病院では、北海道が策定する新たな「地域医療構想」に対し、国のモデル推進区域の指定を受けながら、各医療機関の連携や病床機能の在り方などについて議論を交わしてまいりました。「地域医療構想」の策定に当たっては、引き続き、町立国保病院も参画するとともに、町内医療機関との情報共有を図りながら、地域医療の在り方についての検討や議論を進めてまいります。

○地域包括ケアシステムの推進。

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、第9期奈井江町高齢者福祉計画（奈井江町地域包括ケア計画）を基に、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでまいります。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果を基に、要介護状態になるリスクや地域の抱える課題を把握するとともに、今後の介護予防事業や高齢者施策を検討し、第10期高齢者福祉計画を策定します。

地域住民や町内会、ボランティア団体の多様な主体と行政等が互いに協力し、共に支え合う地域共生社会を築いていくことを目指し、地域住民主体のサロン活動やボランティア、見守り活動等、住民同士の支え合い活動が広がるよう、高齢者等を支えるネットワークを構築してまいります。

認知症施策として、認知症に対する正しい知識や理解を含めるため、認知症ケアパスの活用や権利擁護制度の普及啓発、認知症サポーター養成講座等を引き続き実施するとともに、認知症の当事者やその家族と、認知症支援者の方をつなぐ「チームオレンジの活動」を積極的に推進してまいります。

○地域福祉の推進。

「第2期奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画」に基づき、今後も多様化する生活課題に対し、行政や社会福祉協議会、関係機関、地域住民が一体となって、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

障がい者支援においては、「おもいやりの障がい福祉条例」の理念の下、障がいに対する町民の理解や障がい者との交流を深めるため、「遊びとふれあいフェスティバル」や北翔大学との連携事業などを進めてまいります。

また、「第5期障がい者福祉計画」に基づく障がい者の地域移行の推進や雇用、就労を促進するための助成事業の実施など、障がい者の社会参加の支援、促進に努めてまいります。

○国民健康保険税の改正。

令和8年度は、国民健康保険税の税率改正の年にあたりますが、令和12年度の全道保険料統一を見据え、次年度以降も2年ごとに段階的な税率改正を進めてまいります。

（3）子育て支援の充実。

○妊娠・出産・子育て世帯への支援。

全ての子どもと妊産婦、子育て家庭に対し、児童福祉と母親保健両面から一体的で切れ目のない支援を、よりスムーズに手厚くサポートできるよう「こども家庭センター」を設置します。

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を行えるよう、思春期教育等を通じ、「プレコンセプションケア（将来の妊娠に向けた健康管理）」、これの普及に努めてまいります。

また、妊婦一般健康診査超音波検査の助成を継続するとともに、陣痛タクシー事業の実施、産後ケア事業の拡充により、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援してまいります。

さらには、子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができるよう、18歳（高校生）までを対象とした子ども医療費無料化や学校給食費の全額無償化のほか、町外の高校へ通学する生徒に対する通学費の半額助成を継続し、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

（4）保育・教育環境の充実。

認定こども園では、一人ひとりの成長、発達をとらえ、個性を大切にしながら質の高

い保育の提供に努めています。

子どもの健康、豊かな情操を育むため、リトミック、英語教育や運動、食育など、質の高い保育の提供や幼小中高の連携による相互交流など、特色ある教育を推進してまいります。

全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、6か月児から3歳未満の子どもの「こども誰でも通園制度」をこども園と子育て支援センターで実施してまいります。

また、国における3歳児以降等の保育料無償化に加え、町独自の2歳児までの保育料軽減措置を継続してまいります。

4. 地域とともに学び続け、広がる未来を目指して。

(1) 生涯にわたる学びの充実。

奈井江町教育ビジョンの改訂に伴い、子どもたちの「当事者意識」や「創造性」「探求心」を育てる一方で、「得意なこと、好きなことを生涯続ける」施策を第7期まちづくり計画に反映させ、子どもたちの主体性を育むとともに、大人たちも学び続け、人生を豊かにする教育環境の充実を図ってまいります。

(2) 子どもたちは、まちづくりのパートナー。

子どもの権利に関する条例に定めた4つの権利を遵守していくため、小中高の3校で「町長と語る会」を開催し、子どもたちとの対話を通じて、誇りや自信をもって幸福に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

(3) 教育施設の整備。

子どもから大人まで、生涯にわたるスポーツ活動を行う環境を継続するため、奈井江中学校体育館のボイラー設備を改修するほか、町民プールの長寿命化を図る大規模改修を行います。

5. 活力ある産業とにぎわいを目指して。

(1) 農業の振興。

令和7年産の農作物については、降雪が少なく春作業も円滑に進みましたが、6月中旬以降の高温によって、収穫量の低下などの影響を受け、水稻の作況単収指数は北海道が98、本町を含む北空地は96となりました。

本町の農産物は、農業者のきめ細やかな生産技術と品質管理によって、全国的にも高い評価を得ているところであり、引き続き、「産地ブランド確立支援事業」や「スマート農業推進事業」など、側面的な支援を実施するとともに、JA新すながわと連携し、「ないえ産米」のブランド力のさらなる強化に努めてまいります。

気候変動による高温障害をはじめ、不安定な世界情勢や円安により、依然として肥料や燃料などの資材価格の高止まりが続いており、食と農業を取り巻く環境は様々な課題に直面しています。

本年4月に、生産費を考慮した価格形成を目指す食料システム法が施行されるほか、国では米の需要に応じた生産に向けた食糧法の改正や、新たな水田政策の検討が行われております。

農業者が将来にわたって意欲と希望を持って営農を継続できるよう、町村会などを通じて国に対する要請活動を行うほか、引き続き、関係機関、団体と連携し、本町農業の持続的な発展に向けて支援してまいります。

道内各地で、ヒグマによる人の生活圏への出没をはじめ、人身被害や農業被害が相次いでおり、住民の不安が高まっています。

引き続き、町民の安全確保を最優先に、迅速かつ適切な情報の周知と注意喚起を行うとともに、関係機関と緊密に連携し、被害の発生防止に向けて取り組んでまいります。

○土地改良事業。

道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な集積化を推進するため、継続地区である茶志内東2地区、高島東地区及び茶志内沼東区において、区画整理事業等を実施してまいります。

道営事業である高島排水機場の改修については、北海道と連携を図りながら、計画的な事業推進に努めてまいります。

○林業の振興。

林業については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、町有林の計画的な整備を進めるため、道営事業である林道東熊見沢線の改設に向けて、北海道と連携を図りながら、計画的に整備を進めるとともに、引き続き、林道の適切な維持管理を実施してまいります。

また、民有林については、森林所有者の意向に基づき、関係機関と連携を図りながら、計画的な森林整備の推進に努めてまいります。

(2) 商工業・観光の振興。

○商工業の振興。

昨年制定した中小・小規模企業振興基本条例に基づき、町と商工会がそれぞれの責務や役割のもと、相互に協力・連携を図りながら、町内事業者の事業継続や新規開業等への支援を実施してまいります。

また、商工業の振興や中心市街地の活性化に向けて取り組む商工会活動の支援をはじめ、町内事業者の経営安定と育成を図るため、町の保証融資制度による利子補給等を継続してまいります。

○観光の振興。

観光協会と町内関係団体との連携により開催される「ないえさくら祭り」は、町内外から多くの方が来場し、町や特産品などの魅力を伝える主要な観光イベントであり、引き続き、地域資源を生かした魅力ある観光振興の取組として支援してまいります。

昨年5月に「防災道の駅」に選定された地域交流センターは、国などの関係機関と連携し、広域防災拠点として災害時に求められる設備や体制について、計画的に整備を進めるとともに、引き続き、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

○企業との連携、支援の充実。

町内立地企業においては、世界情勢が変化している中、堅実な経営により地域経済を

牽引していただいております、引き続き、町内立地企業との必要な情報を共有するとともに、企業が有する優れた技術力などの情報を町内外に向けて発信し、人材確保などの支援を行ってまいります。

町内への新たな産業の創出や進出につなげるため、引き続き、空知団地への立地に向けたPRや関係情報の収集をはじめ、北海道や美唄市などと連携を図りながら誘致活動を行ってまいります。

6. みんなでつくる、住みたいまちを目指して。

(1) 移住・定住の促進。

○住宅施策の推進。

これまで子育て世代の移住促進に大きな効果を上げてきた移住・定住支援は、昨年拡充した新築・中古住宅購入助成の子ども加算やリフォーム助成の省エネ・再エネ支援を継続するなど、道内トップクラスの支援を行ってまいります。

しかしながら、近年、物価高騰による住宅建設費の上昇は、新築を検討する世帯にとって大きな障壁となっており、本町においても、新築ではなく中古住宅取得の関心が高まりつつあります。

新年度は、こうした社会情勢の変化や町内の動向を注視し、中古住宅の購入助成にリフォーム加算を加える新たな支援を講じてまいります。

○地域外の人材活用や企業との連携の促進。

地域活性化の原動力となる外部人材の活用については、地域おこし協力隊の規模をさらに拡大するとともに、新たに「地域プロジェクトマネージャー」を設置します。専門的な知見や高度なスキルを持つ人材を「まちじゅう音楽」の中核に据えることで、事業のブラッシュアップのみならず、次代を見据えた新事業の企画・検討を進めてまいります。

また、任期満了を迎える協力隊員に対しても、その培われた経験や専門的な知見を町内で引き続き発揮できるよう、起業支援や既存組織への参画など、多様な形での人材確保に努めてまいります。

(2) 町民主体のまちづくりの推進。

○町民との対話、協働によるまちづくりの推進。

「誰もが役割や生きがいを持ち、活躍できる地域コミュニティの実現」という生涯活躍のまちの理念は、本町のまちづくりを支える根幹となる考え方であり、町民一人ひとりの主体的な歩みが、地域を動かす原動力です。

これまで、「連合区長・行政区長会議」をはじめ、「まちづくり懇談会」や「タウンミーティング」などを通じて、町民の皆さんから数多くの貴重な御意見を伺ってまいりました。しかしながら、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化が懸念される中、一部の会議では参加者が減少傾向にあることも重く受け止めるべき現状であります。

本年度は、引き続き対話を重視しながら、若年層にも参加しやすくなるよう、現在の社会情勢に即した「対話のあり方」そのものについても、検討を進めてまいります。

（３）公共施設の適正な管理と共生社会の推進。

○男女共同参画と人権擁護の推進。

全ての町民が互いに自主性と多様性を尊重し、自分らしくあらゆる分野で活躍できる奈井江町を目指し、住民理解の促進を目指します。

差別や偏見なく暮らすことができるよう、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権相談や学校などでの人権教育・啓発活動に取り組んでまいります。

○公共施設の効率的な整備の推進。

公共施設については、総合管理計画に基づき、効率的な管理に努めるほか、引き続き、未利用公共施設等に関する民間提案制度により、効果的な施設等の利活用に関する提案を募ってまいります。

また、用途廃止済み施設の計画的な処分を進めるため、本年度は向ヶ丘共同浴場の解体工事を実施してまいります。

（４）地域間交流の推進。

○友好都市との交流。

ハウスヤルビ町との交流が３０年を超え、新たなステージへと歩みを進めております。昨年度の協議に基づき、今後の相互訪問は「４年に１回」へと見直し、オンラインでの交流も取り入れながら、持続可能な絆を維持していくことを約束いたしました。

今後は、小中高の児童生徒に対し、ハウスヤルビ町との異文化交流の検討を行うとともに、岡山県高梁市とも引き続き共同学習を実施し、両市町との交流を深めてまいります。

おわりに。

地域の集いや日々の暮らしの現場に身を置きますと、キャッチフレーズ「ずどーん」が、イベントやお店、そして何気ない会話の中で、目にしたり耳にする機会が増えました。

この言葉に込められた「まっすぐで大らかな奈井江町の気質」が、町民の皆さんの間に浸透し、地域を動かす温かな合言葉へと育っていることを大変心強く感じております。

私たちは今、大きな時代の分岐点に立っています。少子高齢化や物価高騰など、生活を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。しかし、昨夏の「ないえ産業まつり」や「ゆめぴりかフェス」で見せていただいた皆さんの活気、そしてそこに集う皆さんのたくさん笑顔、そこにある「人と人との温かなつながり」や「一体感」こそが、どんな困難をも乗り越える奈井江町の真の力だと考えております。

こうした歩みの中、「奈井江版生涯活躍のまち」は５年目の大きな節目を迎えます。これまで一歩ずつ進めてきた「人づくり」や「コミュニティづくり」の取組が実を結び、私たちの暮らしの中に少しずつ根を張り、定着しつつあります。５年という月日を経て、築いてきた絆をさらに「深化」させ、時代の変化にも対応しながら、奈井江独自の持続可能なコミュニティへと高めていく一年にまいります。

第７期まちづくり計画は２年目となります。「みんなで奏でるおもいやりのまち」という最上位目標や生涯活躍のまちの理念を踏まえ、福祉、教育、そして産業など各種施

策が一体となって響き合う「共奏のまち」を次代へつなぐため、町民の皆様とともにこの道を真っ直ぐ、力強く進めてまいります。

最後に、議員各位並びに町民の皆様により一層のご理解と御協力、そして主体的な参画を心からお願いを申し上げ、私の令和8年度の所信といたします。よろしくお願いいたします。

●議長

それでは、町政執行方針の説明の途中ではありますが、ここでお昼休みのために、1時15分まで休憩いたします。

(休憩)

(12時11分)

令和8年度教育行政執行方針（教育長）

(13時15分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、教育長に令和8年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

それでは、令和8年度の教育行政の執行方針を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1週間ほど前に、冬季オリンピックが閉幕となりました。鍛え抜かれた肉体から繰り出す技や戦略に富んだゲーム運びの妙など、躍動する選手たちの活躍に思いをはせる一方で、次の4年後の準備を始める選手たちの姿を想像し、ふと思ったのです。目の前の課題を解決しながら、少し未来の奈井江の振興発展を考え、果敢にチャレンジしていかなければならない我々の仕事も同じなんだと。

教育委員会にとって、令和7年度はそんな年でありました。小学校での通級指導教室の解説や包括的性教育授業、中学生が少し先を行く人たちと将来のことを話し合う参加型の講座、本来は静謐な空間であるべき図書館で、子どもたちが少し騒ぎながら本を楽しむ日を創設するなど、今までタブーとされてきた事業にも取り組んできました。

一方で、第2期教育ビジョンの前期4か年が最終年を迎え、次の4年間もしっかりと未来を見据えたものにするため、保護者や教育関係者にとどまらない各界各層の町民で構成する検討委員会を開催し、これからの教育に期待すること、必要なことをテーマに、多岐にわたる熱心な意見交換を行っていただきました。

新年度から始まる後期4か年も、奈井江の子ども、そして大人までもが、自分のあり

たい姿を達成するために、生涯を通じて学び続けることができる教育環境をつくるため、引き続き小さな町から広がる未来を基本理念に、子どもが学び、大人も学び、地域が育つ町の実現のため、次の3つの重点目標の実現に努めていきます。

1、世界を識り、世界を識る。

子どもたちが将来、社会で自立していくためには、学問的知識やスキルの習得も必要ですが、自分で考え、行動できる「主体性」「課題解決能力」、そして一人ひとりが学校や地域の出来事を自分ごととして捉える「当事者意識」を育てることを目標にし、中学校で自分で決められる生徒育成のため、外部講師による「主体的・対話的な深い学び」をテーマとする特別授業を行います。

また、農商工の各事業所の協力による農業体験やインターンシップ、企業訪問などを継続し、子どもたちの郷土愛や将来の夢を育みます。

ギガスクールでは、生成AIなども含めたデジタル学習基盤を生かした情報収集と活用能力の育成を図り、公設塾ななかまでは昨年、中学生まで拡大した子どもたちの自学自習の定着を図ります。

2、他者を知り、違いを認め、切磋琢磨する。

今や政治や経済、文化、そして人々の生き方までもが多様化し、かつ虚実が混濁する社会となっています。このような社会構造の中で、今を生きる子どもたちが心身ともに成長していくためには、創造性や探求心、他者を尊重する力などを身につけることが必要です。

小学校では、辞書の中から自分の知っている言葉をどんどん見つけていく「辞書引き学習法」に取り組み、子どもたちの無限に湧き出る知りたいという気持ちをさらに醸成させ、新しいことを知る喜びと、自分だけでも答えを見つけ出す力を育みます。

中学校では、チャレンジすることや失敗の捉え方を前向きなものとして考えることを通じて、自分の未来像を描く体験型のワークショップを実施します。奈井江町は子どもの権利を保障する町であり、大人たちは子どもの意見に耳を傾け、その実現に取り組まなければなりません。

奈井江町の子どもの権利に関する条例が制定されて、二十数年が経過する中で、子どもの人数やギガスクールの導入など、子どもの学び、遊び、生活の仕方に大きな変化が生じています。果たして、この権利条例が今の子どもたちに合った規定となっているのかの検証が必要です。

現在行われている札幌大学による調査結果を待って、同条例に定めた理念や役割に関わる見直しなどについて検討を行います。

包括的生教育に取り組んで3年目。初年度は保護者向けの「親学セミナー」として実施し、2年目の昨年は小学4年から中学3年生までを対象にしましたが、新年度からは、小中・全学年での授業を実施をします。子どもたちの発達に合わせて、自分自身の心と体を理解すること、守ること、そして他者を尊重することの大切さを伝えていきます。

また、保護者や学校関係者、スポーツ協会や文化連盟のほか、学校運営協議会など関

係機関の皆さんとともに、部活動の地域移行や小中９年間の学び方について議論をしていきます。

３、得意なこと、好きなことを生涯続ける。

子どもも大人も、町民の皆さんの人生が豊かなものとなるために、様々な学びの機会を創設し、芸術やスポーツに触れる機会の提供を行います。

図書館の利用を促進するため、町の図書館では閉館時間の延長や演奏会などを企画し、くつろいで読書ができる空間づくりを行うほか、小学校の休み時間での本の読み聞かせ会を増やします。

文化ホールでは、一般社団法人ないえ共奏ネットワークや地域おこし協力隊とともに、様々なコンサート、イベントに取り組むなど、引き続き音楽や芸術に親しむ機会を提供します。

以上が、第２期教育ビジョンの後期がスタートする令和８年度に取り組む主要な教育施策です。

オリンピック選手と同様、一年一年を大切にしながら、４年後に行われる教育ビジョンの効果検証の際に、町民の負託に応えられたとなるよう、５人の教育委員で議論を尽くしながら、子どもが学び、大人も学び、地域が育つ町を実現していきます。

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

大綱説明（副町長）

（１３時２２分）

●議長

一括議題の説明を求めます。

なお説明につきましては、要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆さんのご理解をお願いいたします。

それでは、一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

それでは、議案書 No. ２の１３１ページをお開きください。

議案第１２号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和８年３月３日提出、奈井江町長。

本案につきましては、介護福祉士に適用する福祉職給料表を導入することにより、町

立国保病院において勤務する介護人材の処遇を改善し、人材の確保と定着を図ることと併せて、令和８年度から適用する町職員の給与について所要の改正を行うため、関係条例を一括して改正するものであります。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたしました。

続きまして、議案書の No. 2、１３９ページをお開きください。

議案第１３号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、奈井江町税条例の一部を次のように改正する。

令和８年３月３日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和１２年度の国民健康保険の全道保険料統一に向け、国保会計の健全運営を図るとともに、被保険者の過度な負担とならないよう、国保税率の改正を行うものであり、令和８年４月１日から施行するものであります。

以上、奈井江町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

続きまして、議案書 No. 2、１４４ページをお開きください。

議案第１６号「奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例」、奈井江町子育て支援センター条例の一部を次のように改正する。

令和８年３月３日、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業の実施に伴い改正するものであり、事業の内容に乳児等通園支援事業を追加し、附則において令和８年４月１日から適用するものであります。

以上、奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

続きまして、議案書の No. 2、１４５ページをお開きください。

議案第１７号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年３月３日提出、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業の実施に伴い改正するものであり、支援事業の内容に乳児等通園支援事業を追加し、附則において令和８年４月１日から適用するものであります。

以上、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

続きまして、議案書 No. 2、１４６ページをお開きください。

議案第１８号「奈井江町基金条例の一部を改正する条例」について、奈井江町基金条例の一部を次のように改正する。

令和８年３月３日提出、奈井江町長。

本案につきましては、役場庁舎整備事業の完了に伴い、役場庁舎整備基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、奈井江町基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

続きまして、議案書 No. 2 の 158 ページをお開きください。

議案第 20 号「奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」。

令和 8 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉法において、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、子ども・育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、乳児等支援給付費の支給に係る事業について、市町村長の確認を受けるのに際し、基準を定めるものとして制定し、附則において令和 8 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたしました。

続きまして、議案書 No. 2 の 171 ページをお開きください。

議案第 23 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」、奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画を次のとおり定めることについて、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、町議会の決議を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

今回提案した過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、現行計画が令和 7 年度で終了することに伴い、新たに計画を策定するものでございます。

以上、奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画についてご説明いたしました。

続きまして、議案書 No. 2 の 126 ページをお開きください。

議案第 7 号「令和 8 年度奈井江町一般会計予算について」、令和 8 年度奈井江町一般会計予算を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

次に、別冊でお配りしております一般会計予算書の 1 ページをお開き願います。

それでは、議案第 7 号「令和 8 年度奈井江町一般会計予算」の概要についてご説明いたします。

予算の総額については、前年度より 7,300 万円増の 56 億 8,600 万円となり、前年度比 1.3% の増となったところであります。

次に、第 1 表歳入歳出予算の概要について、主な款の予算額について、8 ページの事項別明細によりご説明をいたします。

歳入の 1 款町税では、前年度比 4.7% 増の 7 億 4,285 万 1,000 円。

11 款地方交付税では、0.1% 減の 26 億 9,600 万円。

14 款使用料及び手数料では、0.7% 減の 9,041 万 4,000 円。

15 款国庫支出金では、20.2% 減の 3 億 8,229 万 9,000 円。

16 款道支出金では、1.7% 増の 3 億 5,316 万 3,000 円。

18 款寄附金では、4.5% 減の 8,500 万円。

19 款繰入金では、22.2% 増の 2 億 5,213 万 5,000 円。

21 款諸収入では、10.1% 減の 1 億 5,988 万 8,000 円。

22 款町債では、15.9% 増の 6 億 9,110 万円であります。

次に、歳出についてご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

1 款議会費では、0.2%増の3,977万2,000円。

2 款総務費では、22.3%減の7億7,519万8,000円。

3 款民生費では、2.9%増の9億354万1,000円。

4 款衛生費では、7.0%増の6億2,468万4,000円。

5 款労働費では、1.4%減の55万7,000円。

6 款農林水産業費では、25.1%減の2億6,512万1,000円。

7 款商工費では、12.2%増の9,229万円。

8 款土木費では、19.8%増の9億2,545万8,000円。

9 款消防費では、25.7%減の1億5,689万4,000円。

10 款教育費では、72.3%増の6億1,617万8,000円であります。

次に、7ページに戻りまして、第2表の地方債についてご説明いたします。

初めに、一般会計、特別会計、企業会計、全てに共通する起債の方法、利率、償還の方法について説明いたしますが、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率については4%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上げ償還もしくは低利に借り換えすることができるものでもあります。

それでは、主な事業の限度額について説明いたします。

東熊見沢線開設事業1,950万円、北4丁目通り（二）道路改修事業6,730万円、西1条通り（イ）道路改修工事4,820万円、叶橋補修事業2,270万円、雪寒地域建設機械整備事業5,970万円、奈井江町民プール大規模改修工事2億9,960万円、クリーンプラザくるくる長寿命化事業3,030万円、中学校体育館ボイラー設備工事2,150万円、サーバOS更改事業1,310万円など、14事業の借り入れを予定しております。

また、今ほど地方債でご説明した以外の事業では、奈井江版生涯活躍のまち事業、移住・定住対策として、新築・中古住宅助成事業や住宅リフォーム助成事業、子育て支援として、お誕生おめでとう事業、子育て支援ごみ袋配付事業、認定こども園におけるリトミック教室、RSウイルスワクチン予防接種事業、教育支援として高校通学費等助成事業、公設学習塾の運営、通級指導教室の開設、部活動地域展開、中小・小規模企業振興助成金、空家等解体費助成事業、向ヶ丘浴場解体工事などの既存施策の拡充、新規施策を加えて、予算編成をしたところであります。

令和8年度においても、社会情勢や物価高騰の影響を色濃く受ける厳しい財政状況の中ではございますが、引き続き、まちづくり計画の計画的かつ効率的な推進と課題解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案書 No. 2 の127ページをお開きください。

議案第8号「令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を次のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

次に、別冊でお配りしております特別会計予算書の1ページをお開き願います。

令和8年度の奈井江町国民健康保険事業会計予算は、前年度比330万円、1.9%増の1億7,880万円であります。

歳入歳出予算について、4ページの事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税前年比32.2%増の1億412万8,000円。

4款繰入金、21.6%減の6,353万4,000円。

6款諸収入、30.5%減の1,074万8,000円であります。

5ページの歳出では、1款総務費4.3%減の1億5,246万9,000円。

4款諸支出金、29.2%減の1,109万6,000円であります。

以上が、国民健康保険事業会計予算の概要であります。

続きまして、議案書 No. 2の128ページをお開きください。

議案第9号「令和8年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、令和8年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算を次のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

次に、特別会計予算書の17ページをお開き願います。

令和8年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比1,720万円、14.9%増の1億3,300万円であります。

歳入歳出予算について、20ページの事項別明細書により主なものをご説明いたします。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料、前年度比15.0%増の8,955万7,000円。

3款繰入金、14.6%増の4,333万3,000円あります。

21ページの歳出では、1款総務費21.8%増の125万3,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、14.8%増の1億3,157万1,000円あります。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案書 No. 2の129ページをお開きください。

議案第10号「令和8年度奈井江町下水道事業会計予算について」、令和8年度奈井江町下水道事業会計予算を次のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

次に、地方公営企業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和8年度奈井江町下水道事業会計予算では、第2条において下水道計画区域水洗化人口4,280人、年間有収水量52万5,990立方メートル、1日平均有収水量1,411立方メートルとしております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入第1款の下水道事業収益で4億1,820万6,000円、支出第1款下水道事業費用で4億1,109万3,000円あります。

2ページにわたります第4条の資本的収入及び支出では、収入第1款の資本的収入で4,893万7,000円、支出第1款資本的支出で2億2,370万1,000円であります。

以上における単年度実質収支は42万9,000円の黒字、繰り越し実質収支では930万7,000円の黒字を見込んでおります。

続きまして、議案書 No. 2の130ページをお開きください。

議案第11号「令和8年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」、令和8年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を次のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

次に、地方公営企業会計予算書の21ページをお開き願います。

令和8年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算では、第2条第1項において、病床数を50床とし、患者数は入院1万6,425人、外来1万7,714人、指定居宅サービス456人としております。

2項のサービス付高齢者向け住宅では、居室数16室、入居率を90.1%としております。第3条の収益的収入及び支出では、収入第1款の病院事業収益で8億7,510万4,000円、支出第1款病院事業費用で9億303万7,000円であります。

22ページにわたります第4条の資本的収入及び支出では、収入第1款の資本的収入で1億776万円、支出第1款資本的支出で1億2,490万5,000円であります。

以上における単年度実質収支は、2,175万9,000円の赤字、繰越実質収支では6,566万4,000円の赤字を見込んでおります。

以上、12議案について一括ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

大綱説明が終わりました。

一括議題に対する大綱質疑を行います。質疑はありますか。

8番、大関議員。

●8番

今ほど令和8年度予算が提案されました。一般会計では前年比7,300万円増の56億8,600万円、特別会計、企業会計を含む全会計合わせて前年比1億4,600万円増の76億6,050万円ということであります。

今回の予算について、大綱3点町長に質問いたします。

1点目、人口減少が続く中、コロナ禍前の予算額より、ここ数年は10億円ほど増加しており、投資的経費も増加しています。この投資的経費の割合が増えることによって、住民サービスが低下しないか心配であります。今後の財政の健全化と、各施設の大規模改修や優先順位など、財政運営の基本的な考え方を伺います。

2 点目、空家対策について。

今回も新築助成やリフォーム助成などで約 5, 0 0 0 万円の予算が計上されており、資材高騰などで建築費が上がったため、新築助成を減らし、中古助成を増やすなど、一定の評価をするところであります。

一方で、空き家は年々増加をしています。昨年申請がなかったようではありますが、今年度も解体助成 3 0 0 万円を計上しておりますが、これは特定空家に対するものだと理解しております。もう少し枠を広げて解体が進むきっかけづくりをすべきと思いますが、町長の見解を伺います。

3 点目、病院事業会計についてであります。

自治体病院の経営はどこも大変であります。先日のニュース報道であります、胆振の大都市の市立病院も来年で閉鎖するということでもありますし、中空知の中核病院であります隣町の病院も赤字経営であります。

本年、当町の病院も赤字計上ではありますが、令和 2 年度ありました、あり方検討委員会の答申に基づく経営改善の効果はあったのか、また近年院外薬局の撤退や民間医院の閉鎖など、町立病院を取り巻く環境が変化してきておりますが、安定経営には何が必要か、現段階での町長の見解を伺います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

大関議員からの大綱 3 点のご質問であります。

1 点目の財政運営の基本的な考え方ということでありますが、まずは予算規模増加の背景と現状の認識について、議員がおっしゃるとおり、近年、本町の予算規模がコロナ禍前と比較して増加傾向にあり、その主な要因としては投資的経費では昨年まで続いた庁舎の建設、また新年度の町民プールの大規模改修が大きな要因となっています。

また、経常的経費では人件費の増加や労務費の上昇、エネルギー価格を含む物価高騰によって、毎年 1 億円規模の固定経費が増加しているということでもあります。これのほかに、生涯活躍のまち事業の開始、また地域おこし協力隊の活用、国の地方創生臨時交付金などが大きな要因になっているというふうに認識をしています。

このことを踏まえて、財政健全化への取組につきましては、このような社会情勢化においても、住民サービスの質を落とさず、かつ将来に過度な負担を先送りしないよう、以下の 3 点を柱に財政運営を行っているところであります。

1 つ目は、財源の有効活用ということですが、予算規模の増加要因となっている生涯活躍のまちや地域おこし協力隊、また地方創生臨時交付金などの事業については、国の交付金や特別交付税を積極的に活用するとともに、物価高騰による経費増に対しましても、地方交付税の算定、臨時経済対策費等ではありますが、これによる補填を的確に反映

させているところであります。

また、投資的経費においても、過疎対策債、緊急防災減災事業債といった、後年度の交付税措置率が高い有利な起債を戦略的に活用しており、各種事業の実施にあたっては、国の財源を最大限に引き出すことで、町の一般財源への影響を最小限にとどめ、持続可能な財政運営を図っているというところであります。

2つ目に、将来負担の管理としての公債費の推移、将来の財政見通しをしっかりと見極めた上で、住民サービスの低下を招かないことを前提とした予算編成に努めているところであります。

最後、3つ目になりますけれども、基金の維持として無駄のない予算執行に努めることで、一般財源をできるだけ抑制し、財政調整基金についても一定額を維持しつつ、安定的な行政運営に努めているところであります。

また、公共施設の改修の優先順位と計画性については、学校施設をはじめとする多くの公共施設が、更新や改修の時期を迎えております。これら大規模改修等の実施に当たっては、まちづくり計画と公共施設等、総合管理計画との整合性を図りながら、施設の老朽化度合いや利用状況を適時見直しを行いながら、計画的な改修を実施するとともに、長寿命化対策、集約化等の検討も併せて進めて、単年度財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えているところであります。

最後になりますけれども、人口減少社会において、限られた財源をいかに効率的に配分するか、極めて重要な課題であります。これからも適正な財政運営を堅持しつつ、必要な投資を着実にを行いながら、持続可能な住民サービスの提供に全力を尽くしていく覚悟であります。

また、2点目の解体助成の拡充についてですが、本町の住宅を取り巻く環境は、原材料の高騰や円安等の影響によって、建築コストの上昇を反映して、新築住宅から比較的安価で、リノベーション等が可能な中古住宅の需要へ大きく変化をしているところであります。こうした市場動向を、中古住宅の利活用を促進する好機と捉える一方で、適正に管理・活用されないまま放置され、年々増加傾向にある空き家への対応が、本町にとって喫緊の課題となっているところであります。

本町の空家対策については、令和6年11月、学識経験者などで組織する奈井江町空家等対策協議会を設置するとともに、奈井江町空家等対策計画を策定し、ご質問の空家等解体助成を含めて、総合的な対策に取り組んでいるところであります。

空家等解体助成については、空家等対策協議会において、特定空家等または管理不全空家等に認定した空き家を対象としており、令和7年度においては、対象となる24戸の所有者に対し、5月と9月に周知を行ったほか、町のホームページでの周知も行いましたが、残念ながら解体を希望される所有者はおりませんでした。

解体を進めるきっかけをつくるため、対象となる家屋の範囲の拡大を検討してはとのご質問かと思いますが、町としては、まず損壊が進んでいるため、周囲の生活環境に悪影響を与えていたり、今後、悪影響を与える可能性の高い家屋の解体を進めてまいりたいと考えていると、併せて、利用可能な空き家については、良好な住宅ストック

として、中古住宅の購入助成や住宅リフォーム助成などを活用いただきながら、できるだけ活用いただきたいと考えているところでもあります。

当町における解体助成制度自体が、昨年度開始されたばかりであることから、性急な見直しを行うのではなくて、令和８年度については、改めて制度の周知を務めながら、引き続き現在の制度により取組を進めてまいりたいと考えています。

なお、対象となる特定空家等について、令和７年度に改めて現地調査を行い、先般開催をいたしました空家等対策協議会において、新たに特定空家等として１４戸を追加認定いただいたことから、令和８年度の解体助成制度の対象となる家屋は、現在３８戸となりました。

将来的な解体助成制度のやり方については、今後の制度の活用状況を踏まえて、空家等対策協議会でしっかりと議論いただきながら、検討していきたいと考えているところでもあります。ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

３点目の病院事業会計であります。近年の病院事業運営に関しては、人口減少に伴う患者数の減に加えて、人件費や物価などが年々増加している影響により、非常に厳しい環境にあることから、これまでの間、町立病院の経営改善を喫緊の課題として、あり方検討委員会の答申を基に策定した、経営強化プランを推進してきたところでもあります。

実践内容の主なものとしては、外来では整形外科や眼科において、受診者数の状況を勘案した診療日数の集約により、効率的な運営と経営面への効果を発揮しています。また、入院では医療提供と療養環境の質を高めるとともに、関係医療機関と連携しながら、患者を受け入れるなど、収益の改善を図っているところでもあります。

また、院外薬局をはじめ、ジェネリック採用率を年々高めているなど、病院収益と経費の両面で経営改善を実施しており、町の繰出金においても交付税の費用改定もありますが、一般財源の持ち出しは、経営強化プランで定めた目標の範囲内で推移しております。取組の効果は発揮されているものと考えております。

町立国保病院は、過疎地や民間病院の立地が難しい地域など、不採算な部門を担いながら、適切な医療を提供する自治体病院の役割を果たしている病院であります。小規模の自治体では、国の一律の制度の中で、収益確保や経費抑制など難しい側面がある中で、最大限の努力を続けていることについて、改めてご理解をいただくとともに、町としても引き続き、資金不足の解消に向けて、経営改善に傾注してまいりたいと考えているところでもあります。

病院の安定経営につきましては、資金や医療提供体制の確保が必須ですが、現在、多くの自治体病院では、この大きな課題に直面している中で運営しているのが実態であります。

町立国保病院では、北海道大学病院や関係医療機関との連携による医師確保をはじめ、医療従事者の体制も整っております。また、６月からの診療報酬改定では、人件費や物価高騰への対応が含まれるなど、経営改善に重点を置いた改定内容が国から示されています。今回の診療報酬改定を改めて経営改善の契機として捉え、院内全体で情報共有を図り、職員一人ひとりが経営への参画意識を高めながら、収益確保と経費抑制を実践す

るとともに、近年、経営や体制など様々な理由から、病院や医院の閉院が増加する傾向にある中で、町内においても医院が閉院するとお聞きをしており、町としても必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の地域医療を持続可能なものとするため、中空知地域医療構想調整会議や専門部会において、各病院の機能や役割、医療提供体制の確保を主眼に、経営面においても財政支援がある医療連携推進法人について議論を重ねているところであります。引き続き、会議に参画しながら議論を深めるとともに、町立国保病院の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

●議長

ほかに大綱質疑ございますか。

(なし)

●議長

それでは、以上で大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(13時55分)

●議長

お諮りします。一括議題につきましては、議長除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定をいたしました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(13時56分)

(互選結果報告)

(13時58分)

●議長

それでは会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長互選結果について、ご報告申し上げます。

委員長には大関副議長、副委員長には石川議員でございます。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

散会

(13時59分)

●議長

お諮りいたします。3月4日から8日までの5日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月4日から8日までの5日間は休会と決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(14時00分)

令和8年第1回奈井江町議会定例会

令和8年3月9日（月曜日）

午前10時00分開会

午後 1時32分閉会

○議事日程（第1号）

別紙のとおり

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 戸 田 孝

議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

令和8年奈井江町議会
第1回定例会議事日程表

令和 8年 3月 9日

午前10時00開議

10:00

(第2号)

日程	議 件 番 号	議 件 名	結 果
第 1		会議録署名議員の指名について	4 番 5 番
第 2		総括質問	

1番 遠藤議員、2番 星議員、3番 根岸議員、4番 篠田議員

13:32

開会

●議長

それでは定刻になりますので、これより会議を再開させていただきます。
改めましておはようございます。定例会の出席、大変御苦労さまです。
ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、4 番、遠藤議員、5 番、石川議員を指名いたします。

日程第 2 総括質問

●議長

日程第 2、令和 8 年度町政執行方針並びに令和 8 年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。
なお、質問は再々質問を入れて 3 0 分以内でお願いいたします。

(1. 4 番遠藤議員の質問・答弁)

(1 0 時 0 1 分)

●議長

4 番、遠藤議員。

(4 番 登壇)

●4 番

皆さん、おはようございます。今日は大綱 2 点、町長にお伺いをいたします。
まず 1 点目について、奈井江版生涯活躍のまちづくり事業に取り組んできた、まちじゅう音楽についてお伺いをいたします。まちじゅう音楽事業では、文化ホールの開館か

ら30年が経過し、大規模改修が必要な時期に来ており、今後、拠点施設として在り方、機能、施設を見直し、誰もが利用できる、まちじゅう音楽を体感できる、体験できるホールに計画するとのこと。今日の質問には、今後、様々な議論があろうかと思いますが、今日の質問もちょっと視野に入れ議論いただきたいと思います。

少し大げさになるかもしれませんが、札幌コンサートホールKitaraでは、令和10年9月中旬頃から令和12年6月頃まで改修工事に入ります。この間に奈井江のすばらしいホールでどのような企画をし、集客ができるのか。今後の運営に重要なポイントがあるのではないかと、私は大きな期待を寄せています。町民がターゲットならば、現状維持で大した問題ありませんが、地方から人を呼び込み、奈井江のファンを増やし、関係人口の創出も期待できればとの思いであります。

質問の1つ目として、今回、計画案の中では、駅舎の改修も盛り込まれていますが、何よりもこれまでの町民からの階段の利用が困難との声に耳を傾けていただきたいと思います。エレベーターの設置の要望が過去に何度もありましたし、昨年の議会懇談会にも出されていました。そうしたことから、これを機に駅舎改修にはエレベーターの設置も視野に入れ、議論をいただきたいと思います。課のほうからは、JRとの協議も必要との話も伺っておりますが、町長の考え方をお伺いいたします。

2つ目に、文化ホールまでの交通手段として、特急が止まる美唄・砂川駅までの双方の送迎についてお伺いいたします。これまで、時折、物販で依頼をされて、様々な方と話す機会がありました。札幌方面から来られ、最後に時間を待たずして退席される方も何人もおりました。汽車の時刻の都合で帰らざるを得ないとのことでした。非常に残念なことで、こうした奈井江に来られた方が最後まで心地よく時間を満喫していただくために、大きなコンサートでは送迎ができないのか、お伺いいたします。

3つ目です。様々な企画を通して大勢の方に来町いただけることは非常にありがたいことだと思います。イベントによっては、コンチェルトホール満席と冬の駐車場の確保が問題です。ホールが満席になれば、近くのスーパーに駐車する方も多く、大変な状況になっています。ここは考えていかなければならないところだと思います。庁舎駐車場には、歩いてホールに行かれるという方は、まずいないと思います。今後、旧消防の跡地、更地になっているのですけれども、万が一のときに備え、こういったところが駐車場に確保できないのか、お伺いいたします。

4つ目です。これまでホールに関わってきた方々と協力隊も含め、これまでに実施してきた事業を振り返り、検証していくことがとても重要だと思います。今後の事業を大きく成長させるために大きな鍵になると思います。回を重ね、十分な議論と意見交換をいただきたいと思います。この辺の考え方も町長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。まちじゅう音楽事業と文化ホールの展開ということであります。

本事業は、これまでの生涯活躍のまちで育んできた地域や音楽文化を愛するアイデンティティの継承や、世代を越えて人と人をつなぐコミュニティの実現など、これらの思いを基本に据えながら、町内外の多くの人々をつなぎ、地域活性化のための具体的な手法について、これから本格的な検討プロセスへと移行する段階であります。

今後は、町の財政推計や関係機関との協議を進めながら、一つひとつ、その妥当性を精査しながら、多角的な視点で検討を進めていきたいと考えています。

1点目のＪＲ駅舎及び跨線橋の改修についてですけれども、駅は多くの来訪者を迎える町の玄関口であるとともに、地域を支える重要な公共施設でもあります。駅舎や跨線橋の老朽化への対応、さらには快適性や利便性の向上については、町の環境整備の課題として認識しており、現在、国の交付金を活用した駅舎改修の可能性について、ＪＲ北海道に申入れを行っているところでもあります。

また、跨線橋の改修につきましては、御存じかと思いますが、砂川市においても、平成の時代から長年にわたりＪＲ北海道と協議を進めており、北海道新幹線の延伸工事が完了するまで着工できないという回答を得ているということでもありますし、また、1日の乗降客数に応じた整備基準などの制約があって、現時点においても協議が進んでいないというような状況を鑑みますと、本町においても非常に難しい課題であると考えております。このことから、本町においては、駅舎の一部改修に向けて、ＪＲ北海道ときれいな駅舎にすること、また少しでも利便性があるという視点で、駅舎の一部改修に向けてＪＲ北海道との対話を継続してまいりたいと考えているところであります。

2点目に、特急停車駅からの送迎手段ということでの御質問であります。町外から多くの来訪者に利用いただくために、特急停車駅からの二次交通の確保は利便性を高める要素の一つであると認識をしておりますが、これまでの調査では、集客性の高い公演であってもＪＲ利用者は多いときで10人程度となっているのが実情であります。こうした利用実態を踏まえながら、先進事例を参考にして、公演の規模、予約状況、また費用対効果等を十分に精査した上で、効率的な支援の方法を研究してまいりたいと考えております。

3点目の駐車場の確保についてですけれども、自家用車での来館が多い当ホールの状況において、駐車場の確保は円滑な施設運営に欠かせない要素であると認識をしております。駐車スペースの拡充につきましては、敷地内の物理的な制約もありますが、必要時には消防庁舎跡地を臨時駐車場として活用しております。これは残念ながら夏場に限られることですが、既に来館の皆さんに御利用いただいているところでもあります。今後につきましても、ご質問いただいた消防庁舎跡地の必要に応じては、役場駐車場の活用など、限られた用地を最大限に活用しながら、来場者の皆さんが安全かつスムーズに駐車できるよう努めてまいりたいと考えています。

4点目の利用者や団体との情報交換の必要性についてですけれども、文化ホールの今後の在り方については、現在、建物の改修や機能について検討を始めた段階であります。まずは施設の運営をどのようにしていくかをしっかり議論することが最も大切であると考えています。そのため、長年ホールを支えていただいた利用者の皆さんや関係団体の皆さんの視点を取り入れていくことは、機能の最適性を図る上では極めて重要であると認識しております。

これから本格的な検討を進めていくことになりますが、できるだけ多くの方とワークショップや計画説明会など、膝を突き合わせた議論を行って、町民の皆様とともにホールの将来像を描いてまいりたいと考えています。

生涯活躍のまち2.0の取組は、町民一人ひとりが互いに支え合うコミュニティをつくるための大切な取組であります。持続可能なまちの未来に向けて、しっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上、答弁に代えさせていただきます。

●議長

遠藤議員。

●4番

町長の答弁、そう簡単には跨線橋の改修にはいかないということも伺いましたけれども、考え方として、町としてお互いに譲り合ってでも前進できるような考え方ってないのかなというふうに思ったりするんですけれども、今、バスの運行も不透明なところもあって、今後、振興局だとか近隣の市町とかで話し合いを行っていく、そういった段階ではあると思うんですけれども、JAのエレベーターの設置については、本当に早くから町民の願いでもあった。そして昨年の議会懇談会でも、やはりそういった話が出ていた。時間がかかってでも、町として本当にできることを粘り強く議論いただきたいなというふうに思うんですけれども、例えば、エレベーターを町として設置をして、その管理が奈井江町の事業者が管理を委託するだとかという、そんなような考え方はできないのか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

送迎についても、特に大きなコンサートでは、こうしたおもてなしの気持ちを、回を重ねることで、必ず後々のまちづくりに私はついてくるんじゃないかなというふうに考えるんです。札幌、旭川から来られる方々が、町としてはそういったお客さんが視野にあまり入っていないのか、入っていないのか。また、集客を考えていく上で、集客の範囲を近隣市町だけに限られているのか。この2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

まずはＪＲの跨線橋のお話ですけれども、これは、ＪＲにお願いをして造ることに、実はではなくて、大方の費用を地元市町村が負担するということです。このことを考えると、恐らく、今現在、数十億円のお金がかかる中で、利用者のことも含めたときに、私としては、現状では奈井江町としてほかに優先すべき課題があるのかなというふうに思っています。

私は、いつも申し上げていますが、高齢者も含め、障害者も含め、少しでもユニバーサルな形で利用していただくことを視点に行政を進めているつもりではありますが、やはりできることとできないことはしっかりと区別して臨みたいというふうに思っています。

２点目の札幌、旭川のお客のことを考えていないかということですが、これは誤解なきように思いますが、今でも本当に多くの方たちが、札幌、旭川から御利用いただいで、東京だとか大阪からわざわざ来ていただく方たちもいらっしゃいます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、多くが車を利用したり、乗り継いだりして来ていただいていますし、本当に美唄からなかなかというアンケートの中で、１０名とか平均的な話ですけれども、そういう方たちもたくさんいらっしゃいまして、この人たちをないがしろにするということではありません。

ですから、当然のことながら、過去においても、全国的にも、前にも申し上げたかもしれませんが、奈井江の文化ホールを造るときに私どもが勉強させていただいた、今、仙台の上にあります中新田という町のホールは、新幹線が仙台まで開通したときに、仙台からバスを出して東京のお客さんと呼び込むというようなことも企画をして、まちづくりを試されたこともあります。いろんな方法があって、いろんな方たちに奈井江をどうやって理解をしていただくのか、知っていただくのか。そして、その柱に音楽というものを位置づけて進めていくのか。一つひとつ皆さんと議論しながら進めていきたいと思っています。

●議長

遠藤議員。

●４番

いろいろ困難がありますけれども、ＪＲと粘り強く、将来的にしっかりとした議論を私は期待していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、昨年の議会懇談会では、音楽のまちとして道の駅にストリートピアノがあったりだとか、自由に使えるステージがあったり、そんな楽しめる場所があってほしいなと。あと、旧奈井江温泉を音楽のまちとして宿泊施設に活用したりだとかして、町の収入を得る、そういった取組も必要ではないかと、そんな話も出ておりました。

今、これだけ公共施設に有線が入っています。また、あまりにもボリュームが小さ過ぎて聞こえないとの声、そういった声が多く寄せられています。だから必要がないんだ

というふうにも言われます。もう少しボリュームを上げていただくことができないのかなというふうに思っております。有線も、意外と町民の方が希望した場合に、個人宅でも聞けるようになると思うんです。しかも、いろんなジャンルの音楽が聞ける。それも魅力の一つなんだというふうに思います。個人的には、これをハウスで使うと、熊対策の一つになっていくんじゃないかなという、勝手に私はそんなふうに思ったりもしているところです。

そして、町民が日常の生活で音楽に触れる機会が増えれば、健康の増進、また認知症予防にもつながっていきます。今後、音楽としてのまちづくりを進めていくには、非常に大切なことかなというふうに思っております。

今、国道12号線には多くの車の往来があります。誰もが、この奈井江の町が音楽のまちという実感が無いと思います。それらしき景観がつくられているわけでもない。目に留まる看板もあるわけでもない。音楽のまちを思わせる仕掛けみたいなものもない。時折、SNSでイベント情報が送信されてくる、そんなような程度です。公共施設も、先ほど町長からもいろいろ説明がありましたけれども、そこら辺が解決されないままで、これまでの実績だけが積み重ねられて、今後、果たしてこの事業が成功するのかという、そんなような不安を持っているのですけれども、ここについて、町長としてはどのような考えがあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●議長
町長。

●町長

議員として、町民の皆さんに音楽がしみ渡り、日常の中でも触れる機会があるということは、今のご質問から肯定いただいていることだというふうに受け止めさせていただきました。であるからこそ、今のご提言なのかなというふうにも受け止めさせていただいて、答弁を申し上げますけれども、この生涯活躍のまち事業が、今、丸4年を終えようとして、令和8年度で5年目です。そして、生涯活躍のまちという事業を一番最初に打ち立てて、皆さんにご議論いただきながら、予算を決定し、進めてまいりましたけれども、いつも議会でも、去年、おととしと、ずっと答弁をさせていただいていますが、1年目、2年目、生涯活躍のまちってどんなことなんだろう、まちじゅう音楽ってどういうことなんだろうって思ってこられたのかなというふうに……。失礼ながら、議員の皆さんもそうだったと思っています。

3年目になって、協力隊も含めて、いろんな人たちの知恵が少しずつ具現化するようになって、当然、それに絡んで、町民の皆さんも一緒になって、駅前美化でありますとか、コンサートを自ら仕掛けるとか、一緒になって進めてくることによって、少しずつそれがイメージを自分のものにしてこられた3年目だったのかな。

4年目は、なるほどなって、そこに参加している人たちだけでなく、本当にイベントだとか、賜暇という言い方をしたらあれかもしれませんが、楽しむという考

え方で、感じてくれる町民の人たちが少しずつ増えて、なるほど、まちじゅう音楽というのは、こういうことを何か目指しているのかなというふうに、やっとしみ込み始めたのかなというふうに思っています。

執行方針でも申し上げましたけれども、5年目はそれを深くという意味での深化をさせていきたいし、議員がご指摘のように、これで終わっていいのかどうか、不安に思っているんじゃないとしたら、それを続けていくのは、行政だけではなくて町民の皆さんとみんな考え、みんなが実践者にならないと、まちづくりには僕はならないと思っています。

行政頼みで進めるまちの音楽だとすると、そういう意味では、逆にハードだと建物は残りますから、それをどうしようかということ、少しでもせつかく造ったんだからということは考えるかもしれないけれども、こういうソフト事業で町を活性化するというのは極めて難しいと思っていますが、これが、今、日本中で一番求められていることで、どこの町もそれに挑戦をしていることだと思っています。

前にも議会で答弁させていただきましたが、奈良だとか大分だとか、ああいうところで一番最初に都会を離れて、自分らしさを探って移住・定住した人たちの生活観だとかがしみ渡って、移住・定住ということが国の政策的なものとして形になっているわけです。そういうことが少しずつ広がっていくことでないと、恐らく、その町全体として、長く長く残っていくことにはなかなかならないのかなと思っています。そんな町を僕はつくっていったら……。僕はじゃないですね、町民の皆さんが感じていただいて、まさに深く深化させていただいて、自分事になっていただかないと、ほかの町と同じだったら、人口4,600人で便利過ぎる奈井江町は、ひょっとしたらなくなってしまいかもしれません。そのときに、まさに議員がおっしゃったとおり、どんな形でみんなが一緒になって、有線でなくたって、ハウスの中でラジオをかけて、CDをかけて音楽を楽しみましょう、ということ、周りに音楽がある生活をとということが、まちじゅう音楽の、今、第一のステージで、それが少しずつやっとなんて分かってきていただけたのかなと思っています。

ただ、残念ながら、私も駅前音楽については、ごめんなさい、四六時中かかっていたら、いらいらするのよという方がいらっしゃるのも、十分私も理解できて、なかなかそれをどれだけボリュームアップできるのか。場合によっては、土・日だとか、あるいはイベントのときだけだとか、そのやり方をもうちょっと工夫しなきゃいけないなと思って、スタッフとも相談していますけれども、いずれにしてもいろんなことに、少しずつですけれども、歩みは遅くても挑戦し続けるということがまちづくりだと僕は思っております。そんなことを思いながら、答弁にはなりませんけれども、私の考え方だけ申し上げて、答弁に代えさせていただきます。

●議長

遠藤議員。

● 4 番

ありがとうございます。つい1か月くらい前です。みなクルにお参りがあって行ったときに、誰もいないときだったんですけど、大音量で演歌がかかっていて、ちょっと演歌って、この場にはふさわしくない、もうちょっとこれは考えたらいんじゃないですかという、そんな話もしたんですけども……。

やはり町民の方は皆さん、音楽って大好きです。地域の方の話を聞いていても、音楽で気持ちが癒される、やはりそういう生活っていいよなという、そんな声もたくさんいただいております。だから、それこそハウスの中で、携帯で音楽を聞いている方もいらっしゃるだろうし、ラジオの方はたくさんいると思います。でも、私はあえて有線でも引いて、自分の好きなジャンルをかけて農作業ができれば、ちょっと楽しいよなという単純な気持ちですけども、そんな思いもあったりとかして、近所の人たちに農業を楽しむやり方もあるんじゃないかという、そんなことも発信したりとかはしていますけれども、まずは町の皆さん、音楽が大好きです。でも、今後の課題として、集客のための努力をやはりいろいろとしていただきたい。側面からのいろいろな解決、いろいろと私は願います。十分議論をいただいて、今後のまちづくりに生かしていただきたいと思って、この質問を終わります。

次に、農業の振興についてお伺いをいたします。近年の農業は高齢化、それと後継者不足の課題が多くありながらも、生産を向上させるためにスマート農業の推進や農地経営の大規模化が進んでいます。今後、省力化を考えていかなければ、農地を守っていかれない時代になると、普及センターからのそんな話もありました。

現在、基盤整備事業も進み、スマート農業の導入もドローンや自動操舵の田植え機など、様々活用されており、労働力不足の解決、作業の省力化に図られています。

今でも直播栽培は、育苗や田植えの工程を省き、水田に直接種をまく、そういった作業です。大幅な省力化、低コスト、この作業により大規模化が実現し、作業時間を従来の移植栽培に比べるとかなり削減ができるという話です。

直播栽培もよいことばかりではありません。デメリットもあって、初期の雑草対策と確実な苗に仕上げるのがとても重要だと聞いています。

昨年の作付面積、水張りでは1,202ヘクタール、直播栽培では試食用と食米、飼料用が込みで89ヘクタールの作付となっています。農業に携わる足腰のつらくなってくる女性目線からいえば、こんな労働力の軽減が図られるものなら、どんどん私はやってほしいなというふうに思いますけれども、そうはいかない。面積の一部に、この栽培を導入していくことで、息の長い経営が継続できるのだと思います。

地方では、種もみのコーティング剤や資材、専用機械などに対する支援を行っているところでもあります。本町も今後の農業を考えたときに、直播栽培に対する支援策をきっかけとして、栽培技術の向上と、それと経営継続期間を大幅に延ばす可能性が期待できるということもあって、支援策が考えられないのか、町長にお伺いいたします。

● 議長

答弁を求めます。町長。

●町長

遠藤議員から２点目の農業の振興についてということだと思います。水稻の省力化技術としての直播栽培が普及している。今後、これに対する支援をということかと思います。

現在、全国で高齢化や担い手不足によって農業者の減少が続いております。本町における２０２５年農林業センサスの概数値ではありますがけれども、まだこれは一般に出ていませんけれども、農業経営体数１２６、１経営体当たりの経営耕地面積が１６．３ヘクタールと伺っています。５年前と比較すると、１９経営体、１３．１％の減少であり、反面、２．１ヘクタール、１４．８％の増加をしております。

農業者自らの経営耕地面積を拡大することによって、本町における農地の保全が図られ、基幹産業である農業が維持されるものと認識をしています。

ご承知のとおり、直播栽培は水稻栽培における低コスト・省力化技術の一つであり、育苗資材やハウスのコスト削減をはじめ、育苗や移植作業の省力化が図られることから、本町においては平成２１年に２戸の生産者によって１．８ヘクタールの作付が始まり、令和７年には１６戸、９０ヘクタールまでに拡大をしており、今、新たに直播栽培を始める農業者もいると伺っています。

直播栽培は、播種時期において天候の影響を受けやすく、播種後の除草対策や水管理など、移植栽培より技術が必要な栽培方法であることから、平成３０年に発足したＪＡ新すながわ水稻直播研究会の会員をはじめ、農協や役場職員も同行して定期的に生育調査を実施しており、また、空知農業改良普及センターからの助言を受けて、生産者相互に情報を共有し、栽培技術の向上に努めていると伺っています。

今後につきましても、農家戸数の減少と併せて、経営耕地面積の増加がさらに進むことが予測されますが、ゆめぴりかをはじめとする米の主要な産地として、ブランド米の生産を維持していくためには、これまで培われた経験と高い生産技術を次の世代へ確実に継承させていくとともに、今、議員もご指摘の、農業経営の安定化につながる低コストで省力的な生産技術の普及を進めていくことも必要だというふうに考えております。

現在、本町においては、直播栽培をはじめ、スマート農業や密苗、疎植栽培など、様々な技術を導入した生産が行われており、町といたしましても、スマート農業推進事業のほか、新たな生産技術への取組などを後押しする農業応援チャレンジ事業など、生産技術に対する支援を実施しておりますが、支援策の効果や課題などの検証と併せて、今後における町の支援の在り方について、農協や普及センターをはじめ、農業者とも連携しながら検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

議員からも、まさに農業者としてのご意見もいただければと思います。よろしくお願いいたします。

●議長

遠藤議員。

● 4 番

今後、個々の農業者が取得する農地はますます増え続けると思います。最近、農業をしている方ですけれども、この直播栽培を全部はできないんですけど、所持している水田の面積の数枚を直播栽培を行ったという方がいて、すごく労働力の軽減ができてよかったと。もういい加減、離農を考えていたんだけど、この反別をもうちょっと増やしていくことで、もう少し先延ばしができるんじゃないかなというふうに決断した方もいらっしゃると思います。

府県では、直播栽培を導入する目的として、ほとんどの府県は、陸稲で作るそうです。耕作放棄地の解消と新規就農者の確保で、これら直播栽培を行っているようです。水田栽培より経費の削減、機械の投資の軽減、労働力7割削減と、水田との比較では多少の減収があっても、そこら辺は割り切って直播栽培に取り組んでいるということを雑誌で見ました。

本格的な水田場では、そんなわけにはいきませんが、一つの考え方として、省力化、低コスト以上に、個人的には農業主の体力が続く限り営農継続する期間が大幅に延ばせる。そこには、私、いろんな可能性を秘めていて、大きな期待を寄せています。

今後、直播栽培による種々のコーティング剤として、ビール酵母を活用する技術が定着しつつあります。乾田直播には最適のようです。種子には、そのビール酵母を吹きつけることで、種もみが早く芽を出さなきゃいけない、早く根を下ろさなきゃならないという錯覚に陥ることで、芽のそろいがよくなる、そういった情報も聞いております。この栽培の向上には大いに期待したいものだなというふうに私は思っています。

昨年から米の値上がりによっても、府県で米の菓子製造業者がだんだんと倒産に陥っていった、そういった情報をテレビで見ました。報道されていましたが、これぞ直播米が、加工だとか、業務用に最適なお米だというふうに思っているのも、そういったものが奈良江の町でも商品として定着できれば、私は本当にいいんだなというふうに思っているところです。今後、農業の健全な発展のために、ぜひともここら辺の直播に対する栽培方法の支援を考えていただきたいと思って、この質問を終わりにします。ありがとうございます。

●議長

町長。

●町長

せっかく質問を終わっていただいたのですが、一言だけ申し上げておきたいと思います。スマート農業で、農業者、農家戸数、経営体がどんどん減っていています。これはもうどうしても自然の摂理なんですけど、今、スマート農業で規模拡大ということの前提としてあることが、国土の保全の一環としての農地の保全なのか。ということであ

れば、面積がどんどんでっかくして、いわゆる先ほど議員が単位面積当たりのということだと思いますが、反収が減っていても我慢して、要は昔で言えば粗放農業のような形になるのですけれども、それでもいいというやり方もおっしゃいましたけれども、やはり国土、農地を保全するということは、極めて大きな国としての課題だとは思っていて、それに対する政策的な予算がついていることは確かですけれども、反面、農業をやめてしまった私が言うのも偉そうですが、農家の皆さんは、なりわいとして、農業として、楽しく生産に関わるということがないと、やっぱりいけないことだと僕は思っていて、そのところが大前提とした農業政策がなければ、僕はちょっと違うのではないかというのが私の持論でもあります。両方一緒にしなければ無理なんですけれども。どんなことをしたって、それだけでは、農業の名人ばかりでも日本の農業を守れませんけれども、そんなこともちゃんと組み合わせさせて、いろんなことができるような農業でなければだめだと思っています。

また、原料米、加工用米の確保、乾田直播だとかそういうことによって、加工用米という意味だと思うんですけれども、それに転換させることで農地の保全も図れますよねということのご意見かと思いますが、今現在、申し上げますと、JAすながわ共々に私も考えを共有しているのは、少なくとも奈井江の農家さん、先般も、ゆめぴりか生産協議会だとか、いろんな場で一緒に議論をしましたけれども、やはり奈井江町は、ゆめぴりかの里として、これからもブランド米をしっかりと守っていくと。生活のために、一部、加工用米に流れることはあるのかもしれませんが、ベースはやっぱりブランド米の生産なんだということを農家の人たちが強く思っていると感じているところでありますので、そのこともしっかりと踏まえた上で、行政としてどこまで支援というよりも一緒にやっていけるのかなと考えていきたいと思っています。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

(2. 2番星議員の質問・答弁)

(10時41分)

●議長

引き続き総括質問を行います。

2番、星議員。

(2番 登壇)

●2番

2番、星厚早です。それでは、通告に従い、私からは大綱2点質問したいと思います。大綱1点目は、町政執行方針13ページ、町民との対話、協働によるまちづくりの推

進から質問したいと思います。町内会活動は、地域の絆を支える重要な柱であり、イベントや清掃活動にとどまらず、防災や高齢者の見守り、子育て支援など様々な役割を担いながら、持続可能な地域社会を支える基盤となっています。

しかしながら、近年は住民の町内会離れや地域コミュニティの希薄化が指摘されており、町内会活動の担い手不足や行事運営の負担、そしてコミュニティ会館の老朽化による維持費の増加など、様々な課題もあると考えます。さらに、新しい担い手や若い世代をどのように地域活動へ参加してもらうかも大きな課題となっております。

全国的にも地域コミュニティの活性化が難しくなっている背景には、少子高齢化の進行や担い手不足があると言われています。地区担当職員制度は、地区と行政の橋渡し役となり、町内会の活性化に向けたサポートを行っておりますが、進んでいる地域の課題や実情を地域カルテで見える化した情報を、地域住民と共有しながら、地域コミュニティの活性化に向けて町としてどのように取り組んでいくお考えであるのか。また、今後どのような具体的な政策を進めていくのかをお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員からの地域コミュニティの希薄化が進行している中での町内会活動の大切さ、さらにそれをどのような形で深化させていくのかということだと思います。

まず、地域コミュニティの希薄化が進行している中で、町内会活動の大切さをどのように深めていくのかということで、議員ご指摘のとおり、社会構造の変化に伴って地域コミュニティの希薄化が進行していることは、本町にとっても極めて重要な課題であるというふうに認識をしています。町内会は、日々の見守りや清掃活動、また災害時の助け合いなど、私たちの暮らしの安全・安心を支える身近なつながりの場として欠かすことのできない役割を担っていただいています。その大切さを深めていくためには、行政が活動を促すだけではなくて、改めて地域で共に暮らすことの意義、これを町と住民の皆さんが共に分かち合うことが大切であるというふうに考えています。

ただ、これがなかなか難しいところなんですけれども、町といたしましては、役員の成り手不足や負担感といった声を真摯に受け止めつつ、町民一人ひとりが町内活動が自身の安全な暮らしに直結しているという価値を再確認できるよう、丁寧な啓発に努めるとともに、地域を支える皆様への理解を深める意識の醸成を図ってまいりたいと考えています。

次に、地域カルテを活用して地域コミュニティの活性化に向けた取組ということですが、昨年3月の定例会でも答弁をさせていただいております。地域カルテの作成の目的

は、地域全体で自分たちの地域の状況を把握するため、地域の様々な情報を見える化するために作成をしました。そのために、地域内のカルテのほかに、地域外の情報も共有できるよう、全地区のカルテをホームページに掲載をして、それぞれの地域の課題を共有しながら、課題の解決や地域同士の連携、地域活動などの参考にしてもらいたいと考えているところであります。

町では、生涯活躍のまちの事業に位置づけて役場職員で構成するワーキンググループでも継続的に話し合いを進めており、人口減少下における地域組織の在り方を検討しているところであります。その一つの手法として、集落支援員あるいは地域おこし協力隊という制度があるのですが、これらの活用も含めて、地域の皆さんと少し踏み込んだ議論をしていきたいというふうに考えているところであります。

また、連合会館につきましては、築40年以上が経過して、大規模な改修も必要な時期を迎えていて、人口減少に伴い、改修費や維持管理費が地域の皆さんにとって大きな負担となっている現状も認識をしております。町といたしましても、地域活動の拠点を維持するため、新年度より会館維持費への補助金等を増額する方針でございます。

しかしながら、中長期的な視点に立てば、施設の集約化や管理の在り方についての検討も避けることができない実情もあると考えておりますので、まずは地域の皆様と現状の課題を共有し、膝を突き合わせてしっかり向き合いながら、本町における持続可能な地域コミュニティの姿について議論を深めてもらいたいと考えております。ぜひご理解をいただくとともに、御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

星議員。

●2番

町内会の活動は非常に多岐にわたりまして、いろんなご苦労もされていると思います。そういう中で、負担軽減のためにも、最近では全国的にも町内会のアプリというDX、デジタルを利用した、そういう動きを取って、少しでも町内会の負担軽減をさせている町内会もあると分かってきています。そういうことの利用で、担い手づくり、これは参加のきっかけになるのではないかと思いますので、奈井江町としても、すぐにはできないと思いますが、今、職員の派遣によってサポートをやっている状況なんですが、自治会のアプリの導入に関してはどのようにお考えであるのか、お聞きしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

議員から建設的なご意見をありがとうございます。まさに役員の成り手不足という

ことの一つに業務の多さというのがある、情報伝達としてのアプリの活用でありますとか、いろんなことが求められています。奈井江町の場合でいえば広報の配付、区の会費の回収、いろんなことが課題として具体的に提起されている。それは私も承知していますけれども、それをどういう形でアプリだとかいろんなものを使いながら、軽減が図られるのかというのが1つ。

ただ反面、そのことによって、本当に隣同士のつながりも希薄化されていて、冒頭申し上げたとおり、災害だとかいろんなところに実は顔が見えない関係があって、それをどうやって再構築するのかということも、もっと言えば、今、そのことが物すごく難しい時代になっていて、その議論が、私ども職員の中でも、1年かかっても実は結論が出ません。本当に難しい課題であります。ただ、どんどん人口が減って行って、例えばコミュニティ会館、かつて1,000世帯で支えていたのが500世帯になりました。当然のことながら、そういう担っていただけるような方たちも少なくなっていく中で、どんどん負荷が増えている。

本当にすみません、ここで明確に、こうやりますということが答弁できないのが現状でありますので、改めて先ほども申し上げましたけど、そこに国の制度だとか、それこそAIなのかICTなのか分かりませんが、いろんなものを使いながらやる。それと併せて、どんなことをしても捨てられない地域のつながり、人と人との顔の見えるつながりをどうやったらつくれるのか。そこが今、最大の課題として、改めて皆さんのご意見もしっかりと参考にさせていただき、これは一緒に作り上げていくしかないことなので、ご協力をお願いしたいと思っています。

●議長

星議員。

●2番

大変な問題だと思いますが、ぜひ行政側としても最大のサポートをひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に行きたいと思います。大綱2点目、町政執行方針3ページ、防災と交通安全対策から質問させていただきたいと思います。奈井江町では、町の広報車による住民周知、町内会による回覧板での情報伝達が行われていますが、災害などの緊急時に迅速性や伝達範囲の面で限界があることも考えられています。そのような中で、防災アプリの導入や防災行政無線の整備により、防災情報を迅速かつ確実に住民へ伝達する体制づくりが進められていることは大変重要なことであると考えております。

また、防災行政無線と防災アプリなどを連携させることで、情報伝達の多重化が図られ、住民の安全確保につながるものと期待しております。

そこで1つ目の質問ですが、現在整備が進められている防災行政無線について、地震や気象情報、さらには熊出没情報など、具体的にどのような情報を対象としてこれから適用されていくのか。また、その運用方法と今後の整備スケジュールについてお伺いし

たいと思います。

2つ目の質問ですが、防災行政無線は広範囲に情報を伝えることができます。しかし、その一方で、聞き取りにくいという課題も指摘されており、特に高齢者など聴力に不安のある方にとっては十分に内容が伝わりにくいことも想定されます。住民に確実に情報を届けるため、防災アプリなどの他の情報伝達手段との連携も含めて、今後どのような工夫を考えていくのか、お伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

防災行政無線に関する2つのご質問であります。

1点目の運営に関する方法やスケジュールということですが、本年度、町民に対して防災情報を迅速かつ確実に伝達する仕組みを充実するため、防災行政無線の整備事業を進めております。本年度というのは今現在ということです。

整備では、奈井江町役場、奈井江町体育館、公営住宅桜ヶ丘団地の3施設の屋上に高性能スリムスピーカーを設置するほか、道の駅、みなクル、小中学校など、町内の8つの公共施設の放送設備から、防災情報を放送する仕組みの構築に加えて、新たに防災アプリを導入することによって、これまで以上に防災情報を確実に伝えられる環境を構築中であります。

現在は、運用開始に向けた準備作業中であって、高性能スリムスピーカーに関しては、今後、テスト放送の実施が必要でありますので、3月15日の回覧やLINEなどで周知をして、3月下旬にテスト放送を実施する予定であります。

また、防災アプリに関しては、防災情報のほか、気象警報や不審者情報、熊の出没情報など、町民生活にとって緊急性・危険性の高い情報について配信する運用を考えており、特に重要度の高い避難情報などについては、強制的に音声と文字による情報伝達を行うことができる仕様であることから、これまで行っていた登録制メール、固定電話、ファクス、LINEでの情報配信に加えて活用することで、より多くの町民に正確で迅速に情報を伝えることができるようになってまいります。

また、新たに整備したスピーカーやアプリについては、本年4月1日からの運用開始を予定していることから、今後、広報4月号やホームページ、LINEなどによって町民への周知を行うほか、防災アプリをより多くの皆さんに御利用いただくために、各種イベントや会議等で、この普及啓発を継続的に行ってまいりたいと考えております。

2点目の独り暮らしの高齢者や聴覚に不安のある方への対応ということですが、先ほどの答弁と重複する部分もありますが、今回の整備により、登録制メール、固定電話、ファクス、LINEへの配信に加えて、防災アプリによる配信と高性能スピーカーによる放送、主要公共施設の放送設備を活用した情報伝達が可能となります。

町民の皆様には、これらの方法の中からご自身の使いやすい手段を選択いただきたい

と考えておりますけれども、音声と文字など複数の手段を組み合わせることにより、より確実な情報伝達が可能になると考えております。

総務省が行った令和6年度の通信利用動向調査によると、スマートフォンの世帯普及率が9割を超えております。70代でも8割以上の方がモバイル端末を保有されているということでもありますので、高齢者や聴覚に不安のある方についても、まずは自助として防災アプリやファクスなど、様々な手段を組み合わせ、自ら情報収集を行っていただくようお願いをしていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、自然災害はいつ起こるか分からない、日頃からの備えと対応は欠かせない時代でありますので、全町民への迅速かつ確実な情報伝達を行うため、重ねてにはなりますけれども、多くの町民等の利用促進に向けて、各種イベント、会議等で防災情報伝達の仕組みの普及啓発と登録への推奨を図ってまいりたいと考えております。ぜひ、議員も周りの人たちへの普及をお願いしたいと思います。

以上、答弁に代えさせていただきます。

●議長

星議員。

●2番

これから運用ということで再質問はありませんが、最後に一言、防災行政無線とアプリとの連携によって、住民の命、安全を守る上で大変重要なことだと考えております。災害時には正確な情報が迅速に住民へ届くことが安心につながります。今後も誰一人取り残されることのない情報伝達の整備を進めていただくことを期待しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

●議長

以上で、星議員の総括質問を終わります。

質問の途中でありますが、この時計で5分まで休憩といたします。

(休憩)

(10時59分)

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時05分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、総括質問を行います。

1番、根岸議員。

(1 番 登壇)

● 1 番

1 番、根岸です。それでは、通告に従い総括質問を行います。

私からは大綱 2 点、そのうちまず 1 点、町長の執行方針 2 ページにあります誰もが躍動する共奏のまちを目指してのうち、誰もが活躍できる就労の創出と定住促進について伺いたいします。

令和 4 年度から進められてきました奈井江版生涯活躍のまち事業は、国の財政支援を受けながら進められてきましたが、その支援も残すところあと 1 年ほどとなりました。毎年約 1 億 2, 0 0 0 万円、5 か年で約 6 億円という大きな予算が一般社団法人ないえ共奏ネットワークに投下され、そのうち 4 分の 1 は町の持ち出しであります。

この事業そのものの理念や地域に新たな関わりを生み出そうとする方向性を否定するものではありませんが、一方でこれだけの公費を投入してきた以上、今の段階で必要なのは、より良い取組だったという印象の評価ではなく、費用対効果も含めた厳格な検証であると考えております。特に国の支援が切れた後も本当に持続できるのか、補助金なくても回る仕組みになっているのかその点を明確にしなければならないと思っております。

そこで 3 点にわたり伺います。

1 点目、しごとコンビニ事業について。

令和 6 年度事業報告書では、登録人口 1 1 5 人、依頼人口 8 0 人、稼働人口 1, 0 3 0 人、交流人口 1, 6 4 7 人、売上げ 4 6 6 万 6, 0 0 0 円、また稼働者数 6 0 人、稼働率 5 2. 2 %とされています。加えて、仕事情報の発信 1 2 5 件、体験会 2 回、7 名、勉強会 1 0 回、1 6 名、イベント 3 回といった実績も示されております。

一方で、事業別収支計算書を見ると、受託事業では収入 1, 5 8 3 万 8, 9 0 7 円に対し、支出が 1, 6 1 9 万 5, 3 9 7 円で、差引きマイナス 3 5 万 6, 4 9 0 円となっております。

収益事業では、収入 5 1 7 万 9, 2 6 2 円に対して、外注費が 3 8 4 万 1 5 円で、差引き 1 3 3 万 9, 2 4 7 円のプラスにはなっておりますが、ここで見落としてはいけないと思うのが、あくまでもこちら、帳簿上の差引きであって、民間企業の経営感覚で見れば、実体の収益力と大きく異なるのではないかと思います。

町職員が共奏ネットワークに兼務で入っているのであれば、その人件費は別のところで負担されており、表面上は見えにくくなっております。もしこれが民間の企業に当てはめる場合、人件費や管理コストを適正に参入した場合、実体としては数千万円の赤字になっているのではないかと思います。つまり、このしごとコンビニ事業自体が仕事をつくる仕組みではあっても、補助金なしでは自走できるビジネスモデルにはなっていないのではないかと考えます。さらに言えば、受注を増やせば増やすほど調整やマッチング、フォローに人手が必要になって、売上げの拡大がそのまま利益の拡大につながる構造になっていない可能性があります。

そういった中で、執行方針にあります受注拡大、収益性の向上とは具体的に何をもって実現すると考えられているのか。そこで、しごとコンビニ事業の現在の登録者数と売上高、受注拡大、収益性の向上とあるが、具体的な数値目標をお伺いいたします。

2点目ですが、しごとチャレンジ事業について。

こちらも令和6年度の報告書では、官民連携にぎわい拠点づくりプロジェクトとして、ゆめぴりかフェスの開催、先進地視察として、久留米市、佐世保市への研修、二十歳を祝う会での新米試食イベント、特産品開発や事業者活動促進、空き店舗利活用に向けた商工会関係者の意見交換が6回、空き店舗利活用プロジェクト会議7回、さらに、空き店舗、空き家、空き地の利活用をテーマとした“ずどーん”チャレンジコンテストでは、応募26件、最終審査12組、ずどーん賞が3組、特別賞1組という実績が示されております。補助金活用イベントも7件開催されたということで、また物販としては、ずどーんグッズ売上げ87万9,300円、特産品のゆめぴりかセット59個、売上げ34万5,300円、合わせて約120万の売上げが計上されております。

しかし、その一方で、外注費にかかっている金額も128万と、こちらも実態としては、人件費を含めれば到底採算ベースに乗っていないものではないかと言えるのではないかと思います。

報告書を見ても、イベントを何回やったか、会議を何回開いたかという活動実績は並んでいても、それが最終的にどれだけ新たな仕事、所得、雇用、企業、起業、事業家に結びついたのか見えにくい状態です。

行政事業としては、最も大事なものは、やったことの数じゃなく、地域に何を残したかではないでしょうか。例えば、実際に起業や新規事業家に結びついた件数は何件あったのか、空き店舗の利活用は実際つながったのか、ラスクやクラフトビールも開発してありましたが、そちらの販売数量、売上げ額、粗利、利益はどういったものなのか、イベント参加者のうち、継続的な関わり手や担い手に移行した人数は何人だったのか、結果として地域の売上げや雇用にどれだけの波及効果があったのか、こうした成果目標がなければ、単なるイベントをやってよかったで終わってしまうと思います。

そこで、令和7年度におけるしごとチャレンジ事業の実績として、イベント数だけではなく、起業、創業につながった件数、商品開発ごとの販売数、売上げ額、利益額も分かれば、空き店舗の利活用につながった件数など、最終成果が分かる指標を具体的にお示しく下さい。

長くはなりますが、3点目、「稼ぐ力」と「新たなしごと」の創出のビジョンについて。

「稼ぐ力」と「新たなしごと」の創出の具体ビジョンと目標について伺います。

しごとコンビニ事業は、奈井江町に新たなコミュニティーをつくることを目的とし、しごとチャレンジプロジェクトは、空き店舗など利活用を通じて、新たな関係人口の創出を図ったとされています。

また、都市部企業人材との交流では、住友商事5名、ニコン日総プライム11名の参加、副業人材2名の活用も行われたとされています。

ただ、現時点の収支を見ると、しごとコンビニ事業マイナス３５万６,４９０円、しごとチャレンジプロジェクトでもマイナス６万１,６６０円、一方で、グッズ特販品販売については５３万６,５８７円の黒字とありますが、この数字から見えてくるのは、どの事業が将来「稼ぐ力」の柱になるのか、何を伸ばしていくのかがまだ整理されてないということではないでしょうか。言い換えれば、今の段階では理念や取組は多くあっても、稼げる事業の選択と集中が見えにくい、これでは残り１年ほどとなった国の財政支援終了後にこういった方向に向かうのか、町民にも議会にも伝わりません。

それで、率直に伺います。町が言う「稼ぐ力」とは一体何を指すのでしょうか。それは、補助金を呼び込む力なのか、イベントを継続する力なのか、それとも民間ベースで売上げと利益を生み、雇用を支え、税收にもつながる事業を育てる力なのか、この定義をまず明確にする必要があると思います。

そして、新たな仕事についても、単発の体験やイベント参加だけではなく、継続的な売上げが立ち、雇用が生まれ、地域内事業者との連携が広がり、補助金がなくても回る仕事づくりとして考えるべきだと思います。

そこでお伺いします。町が考える「稼ぐ力」と「新たな仕事」の創出とは、その定義を明確にお示しください。具体的なビジョンと数値目標があれば伺います。

以上３点についてお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

まず、しごとコンビニ事業の現在の登録者と売上げ額。受注の拡大、収益性の向上とあるけれども、具体的な数値目標はという質問であります。

しごとコンビニ事業については、全世代・全員活躍型のまちづくりとして進めてきた奈井江版生涯活躍のまちにおいて、町民が主役となり、仕事を通じた生きがいやコミュニティの創出を官民共同で体現する取組であって、これまで多くの町民や事業者の皆さんの協力によって、地域経済と生活を支える基盤として、少しずつではありますが、着実に成長を続けているというふうに感じております。

令和７年度の実績については、これはもう、今議員が自ら申し上げられたので、今さら復唱する必要はないのかもしれませんが、登録者数が前年度と比べて、２月末現在ですが、３６人増の１５１人、売上高が前年度と比べて５３３万円増の１,０００万円となっています。

今年度の大幅な増加の背景には、学校給食用の炊飯事業、また事業者からの清掃業務など、定期的な業務の受注が伸びているということが主な要因かなというふうに思っています。

また、田植やトマトの収穫といった農業支援に加えて、ホームページやポスターの作成など、専門的な依頼も徐々にではありますが、増えてまいりました。

さらに、窓拭きや除雪といった高齢者の生活環境維持に関する依頼も年々増加しており、地域に果たす役割の大きさを実感をしています。

今後の目標につきましては、令和８年度に登録者数１８０人、売上高１，７００万円を掲げて取り組んでまいります。

達成に向けては、登録者のスキルアップを図るとともに、事業者が抱える人手不足などの課題を積極的に掘り起こし、定期契約による受注拡大に努めてまいります。

また、運営の自立化に向けて、集落支援員制度を活用することで、人件費に係る財源を確保し、町の財政負担の軽減を図りつつ、令和９年度以降、手数料収入の範囲内での運営を目指して、生涯活躍のまち２．０の事業として継続をしてまいります。

しごとコンビニが、仕事を通じた生きがいづくりやコミュニティ形成の場として、本町の活性化に欠かせない仕組みとして定着できるよう取り組んでまいります。

しごとチャレンジ事業の成果ということですが、本事業は、これまで商店街の活性化に向けた種まきの期間として取り組んでまいりました。

直接的に起業を支援した件数はありませんでしたが、次年度以降に期待できる大きな動きが生まれています。

これまでの主な活動として、起業に向けたパイロット事業や講演会のほか、町内外から２６件の応募があったチャレンジコンテストを開催してまいりました。

その波及効果として、実際に１件の起業が実現したほか、地域おこし協力隊１名が着任し、さらには、応募者と夜市の共同開催を行うなど、町内での活動人口や交流が着実に創出されているところであります。

また、商品開発では、ラスクを２，４５３個、約３６万円を売り上げたほか、しごとチャレンジ共奏支援事業を活用した官民共同チームが開発したクラフトビールは約１，０００本を生産して、試供品を除く８００本を販売したと聞いています。

これらの成果は、単なる数字にとどまるものではなくて、奈井江町の新たな魅力が広くＰＲされ、事業に関わる意欲的な人材の増加など、これまでにないまちの活力として具現化しているものと確信をしています。

「稼ぐ力」と「新たなしごと」の創出の具体的ビジョンということですが、本町では、起業を望む人が挑戦できる環境づくりを推進しています。

具体的には、チャレンジコンテストを継続するとともに、現在、チャレンジ事業の応募者との共同でシェアキッチンの整備を進めており、挑戦する機運を高める場を提供してまいりたいと考えております。

また、しごとチャレンジ共奏支援事業を通じて、地域資源を生かした付加価値のある商品開発を支援するとともに、町内企業や事業所の労働力不足の解消を図るため、国の交付金を活用した特定地域づくり事業協同組合の導入を検討していきたいと考えております。

本町といたしましても、こうした各種事業の検討・取組を行っているところであります。

すが、本事業の目指すべき方向性は、奈井江町を挑戦したい人が集まり、その刺激が新たな循環を生むまちにすることです。一つひとつの挑戦が持続可能なものとなるよう、行政として最大限のバックアップを続けてまいりたいと考えているところであります。

具体的な経営の中身については、議員そこまでの数字をお調べですから、私どもから具体的な数字を出さなくても十分ご理解いただけてるものと思って、答弁に代えさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど答弁いただきましたが、どれもいい取組だとは思いますが、やっぱり持続可能性がどうなのかというところが疑問点が残る中で、しごとコンビニにつきましては、1,700万円、180人を目標となっておりますが、こちらの手数料収入でいくと、およそ10%ほどが手元に残るんじゃないかと思うんですけども、その中で人材が1人雇えるような数字になるのか、やっぱり今、人、1人を雇うとなると、一般社団法人ですから300万円は必要になってくると思うんです。それが果たして今後補助金が、集落支援員だって、地域おこし協力隊の予算も使っていくのではないかと思いますけども、万が一その制度がなくなった場合、維持ができるのか。せっかくこれだけコミュニティが生まれたしごとコンビニをどう維持していくのか、何かお考えがあれば伺いたいのと、2点目なんです、チャレンジ事業、種まきの期間とありましたが、それは実りのある収穫が現在5ヶ年、4年目の中でできたのか、それともまだ収穫はこれからなのか、そちらについても伺いたいと思います。

また、「稼ぐ力」と、そちらのほうで特定地域づくり協同事業という言葉もありましたが、こちら恐らく国の交付金が入ってきて、その中で賄う事業なんじゃないかと思うんですけども、それは今後持続化、もしくは自走化するような算段があつてのお考えなのか、そちら町長の答弁をお伺いいたします。

●議長

町長。

●町長

すみません。たくさんの項目なので、ちょっと待ってください。課題だけ、メモだけ、後で教えて。

議員ご指摘のとおりです。私も前に答弁していると思いますが、今回、地方創生事業が石破さんのときから始まって、あの当時はそこまで具体的なものを求めていませんでしたけれども、その後の安倍さんが総理大臣になられた後の事業で地方創生がまた復活するわけですが、その中でいろんなことを地方がチャレンジするというこ

とでスタートされて、それのための自由度の高い補助金だとか、交付金の制度をつくってまいりました。それを受けて、後ほども申し上げるでありましょうけども、農業何だっけ、正式名称。それらのものが今、私どもが地域でチャレンジはしますよとした後の保障というか、その継続性をどうやって支援するんですかということをも前にも議会の答弁の中できっと申し上げていると思いますけれども、総務省に申し上げ続けてきていることでもあります。総務省としても日々いろんな形の更新がされていて、過去においては、地域おこし協力隊が3年だったのを場合によっては4年に延ばしたり、集落支援員制度なんていうのが新しく出てきたり、いろんなことを今国としても、ポスト事業の次のポスト対策としてのことを一生懸命勉強していただいているし、そこに向かおうとしていただいていますから、それをぜひ活用していきたいというふうに思っていることは紛れもない事実です。恐らく、そういうことがない限りではできません、はっきり申し上げて。単純に自走ができるんだったら、何も行政がやる必要はないんです。この一般社団法人が、こういう形で国の制度として認められたこと自体が、何回も申し上げているとおり、行政がやることと一般でできることとの間のはざまの部分、自由度をもって、国の金を使いながら、新しく活性化に使うという意味での一般社団法人の仕組みもつくっていただいていることですので、それをできるだけ存分に活用できるように私どもは今やっているということでもあります。それが将来の自立のめどが立たないのであれば、やめてしまえというのであれば、私どもは町の将来に対して責任を持って夢を皆さんにお示しすることはちょっと難しいのかなというふうに思っています。これだけ人口が減少していったら、財政規模も縮小していく。ただ、おかげさまで財政的な額そのものは、物価高騰だとかいろんなものの中で肥大化してはいますが、中身としては、決して僕は充足して、プラスになっていると思っておりませんので、そういう中で何を地域の活性化のためにするのか、その財源を見出すことすらできない状況の中で、国のいろんな支援を活用していくことしか、とりわけ過疎地では難しいんだと思うんです。もしそれができている明確なモデル地域があれば、私どももそれをまねしたいし、恐らく国も全面的にやることだと思いますが、それができないからこそ、それぞれのまちが今あがっているんじゃないでしょうか。

残念ながら、議員が求めているらっしゃることに対して、しごとコンビニの持続の可能性、チャレンジ事業でやったことの収穫はとか、「稼ぐ力」がどうなのかとかということに対して、明確にどうだということをお話するだけの根拠は僕は持っていません。ただ、大いに期待しています。恐らく、議員もスタートのときにそのことを期待をして、ものすごく協力的なご助言もいただきましたし、今、自身、きっと期待をしているからこういう質問いただいていると思っていますので、ぜひやっぱり一緒にいろんなことを挑戦したら、どんなことをしたって、この組織が収益を生み出して100%をやれるということにはなっていません。そういう組織ですから、仕組みですから。

もう一つ言うと、4分の1町費持ち出しだろうという、一番最初の提言ありましたけれども、この4分の1の持ち出しは確かにそうですが、既存の事業を組み替えることによってやっていることなんで、恐らく既存の事業だけで単費でやっていたら、全く新し

いチャレンジをしないとしても、もう２億円、３億円の一般財源が、かかっていたことだと思っていますから、僕はこの事業を４年間以上やった中で、確実に財政基盤の強化にはつながったと思っています。

繰り返しますけれども、奈井江町の共奏ネットワークはインキュベーターです。ふ卵器の機能を持つときに、民間の投資会社と違って、採算制だけでやることには行政としてはならない。私は、町民の皆さんがどれだけご批判をするか分からないけれども、行政というのはそういうものです。今まで町の職員が、こういう事業なかったとしても、共奏ネットと併任でさせてるんじゃないかということもあるけれども、ほかの町も含めてですけれども、やはり町の行政の職員が地元の商工会青年部だったり、農協青年部の人たちと一緒に同じようなことをやってるんです。それを形を変えて、見える化をしているということだと僕は思っていますので、そのコストを考えたら、お前らは採算を取れないだろうという議論は、申し訳ないけど頑張ってる人たちに対してもちょっと、もう少し理解をいただきたいと思っています。大変失礼なことを申し上げますけれども、答弁と代えさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●１番

今ほど答弁いただきました。私もまちづくりにかける思いは同じです。ただ、一般社団法人として法人化された以上は、やっぱり自立化を目指さないといけないのではないかと思います。自分もそういった補助金に関しては、悪だとは思っておりません。いかにその補助金を活用して、補助金がある中でいかに自走可能か、今後のまちづくりに生かしていけるかというところをやはり目指していくものだと思っています。でも、その中でやはり目に見えない金額、もしかしたら無駄に使われているんじゃないかというような予算、果たしてそれが今後残っていくのか、何かそれが糧になって、この次の事業ができていくのか、生涯活躍のまち事業交付金が残すところ１年と僅かとなった中で、今後生涯の活躍のまち２．０という形で動いていくと思うんですが、そちらに関して、もう多分、今既に動いているとは思いますが。そういった中で、いつかは自走を目指していくのか、補助金がなくなった時点で終わってしまうような事業になってしまうのか、またそれを町民だったり、商工会、農業関係、そういった町民の方と一緒に議論していく場を今後様々な機会で設けていくのか、いろんな話を聞いていくような場を設けるのか、１点だけその点、といった、もしその設ける場があるのでは、スケジュール感等、こういったような団体に声をかけていくか等、ありましたら伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

今、地域共奏ネットワークという、町の活性化に向けた取組に対するテーマで話をしていますけれども、国がどこまでそれに関わるのかということだと思うんです。

今、ちょっと話飛んでしまいます。後ほども出てくるのかもしれませんが、地域医療をどう支えるかといったときに、国がどこまで関わるのか、国が関わらなくなったら、全国の自治体病院だけじゃなくて、民間の病院も恐らく3分の2ぐらい無くなります。要は、今ここで大きなことを話すつもりはありませんけれども、国の税収だとかいろいろなものをどれだけ再配分をし直して、地方が必要なら地方を守るのか、守らなくていいのか、その議論でしかなくて、地方分権の議論もそうですけれども、地方にどれだけの財源と権限を渡して、自分たちでいきなさいというのかどうかの議論をしたんです。でも、それが中途半端に上って、今国の財源を当てにしてるんじゃないかと仰られましたけれども、じゃあその部分をちゃんと地方に独立した財源というか、自由度の高い財源として下さいよということを僕らというか、過去、申し述べ続けてきたはずですが、それが残念ながら東日本大震災以降、もう一回、地方集約化が進むんですけど、もっともっと大きなテーマの中で動いていて、私もごとき一町長が語るべきことではないのかもしれませんが、そういう時代だと思ってます。だから繰り返しますけれども、私は私の立場で、今ある国の制度をどうやって使って、少しでも奈井江町の活性化につなげれるのか、そのことを少しでも訴えていきたいと思っていることであります。

今、議員がそんなための議論はこれから町民集めてやったらいい、いつやるんだということではありますが、唐突な申出でありますので、十分考えさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●1番

再質問ではないんですけれども、たびたび町長のお言葉からも住民自治という言葉もよく聞かれます。やはり私も奈井江町で一事業者として商売をやっている中で、果たして本当にこのまま奈井江町でやり続けていくか、日々悩んだまま葛藤して、でも新しいことをやっていけないといけないという思いもあります。やはりそういったところをもっとしごとコンビニ、一般社団法人共奏ネットワークも含めてですけども、もっともっと町の声聞きながら、透明性の確保といいますか、奈井江町のまちづくり自治基本条例も大切にしているのは、町民と行政が情報を共有し、共に考え、共にまちづくりを進めていく姿勢だと思っています。だからこそ、この事業についてこれまでの取組をしつかりと振り返りながら、その成果と課題を明らかにして、次回の生涯の活躍のまち2.0によりアップデートできるような、より次の一步を確かなものにしていくことが大切なんじゃないかと思います。また今後の方向性を町民に示していただくことをお願い申し上げて、1つ目の質問に代えさせていただきます。

続きまして、大綱２番ですが、こちら町政執行方針１２ページの活力ある産業とにぎわいを目指しての商工業・観光の振興の、観光の振興に関して質問いたします。

本町の観光施策は、これまで各種イベントを通じた集客が大きな役割を果たしております。

さくら祭り、産業まつり、ふれあいまつり、特に今年度、道の駅を会場として開催された冬まつりについては、奈井江町、商工会、そして地元建設業者の皆さんが一体となって取り組まれ、まさに官民連携の好事例として大きな成果を上げたのではないかと思います。

地域のにぎわいづくり、町外からの人を呼び込むきっかけづくり、そして町民の一体感の醸成という面でも非常に意義のある取組であったと感じております。

しかしながら、その一方で、今後の観光振興を考えたとき、イベント時の集客だけに依存する形では、人口減少や地域消費の縮小が進む中であって、持続的に地域経済を支えていくには限界があるのではないかと考えます。

イベントは確かに重要です。町の魅力を発信し、交流人口を増やす大きな契機にもなっております。ですが、イベントはどうしても開催日が限定され、にぎわいが一時的なものになりやすいという側面もあります。だからこそ、これから本町に必要なのは、イベント時だけではなく、平日や閑散期を含めて日常的に人が立ち寄り、滞在し、消費につながる仕組み、いわゆる通年型観光の視点であると考えております。

隣町、美唄市ですが、冬場のスノーアクティビティの成果で１日３００人の外国人が来てるというような情報もあります。

そして、観光というと、大規模な観光地や宿泊を伴う旅行を思い浮かべがちですが、本町のような立地条件を持つ自治体においては、通過する人に立ち寄ってみようと思える仕掛けを積み重ねていくことが極めて重要ではないでしょうか。

ご承知のとおり、本町は国道１２号線沿いに位置し、道央圏と道北圏を結ぶ幹線道路上にあります。つまり、本町の強みの一つには、目的地そのものの集客ではなく、日々町の前を通過してる膨大な交通量に接してる点にあります。

この通過交通をただ通り過ぎる流れとして見るのではなく、町に立ち寄ってもらう可能性のある潜在的な交流人口をどう捉えるのか、そこに本町の観光振興、さらに地域経済活性化の大きなヒントがあるのではないかと思います。

例えば、道の駅や周辺施設を核として、季節に左右されにくい商品づくり、地元の産物や特産品の磨き上げ、休憩、飲食、買物、情報発信の充実、さらには子育て世代や高齢者ドライバーの方々が安心して立ち寄れる環境整備など、今までも散々議論されたのではないかと思います。通年で人を呼び込むためにできることはまだ多くあるのではないのでしょうか。

また、単に来場者数を増やすだけではなく、来訪者が町内で消費し、町の魅力を知って、再訪につながる仕組みまで見据えていく必要があるのではないかと考えております。

そこでお伺いします。イベント中心となりがちな観光施策から一歩進め、平日や閑散期を含めた通年型の観光振興に向けて、今年度重点的に取り組むような施策があるので

しょうか。また、国道12号線を通過する車両や来訪者をどのように町内に取り込み、地域経済へ波及につなげていこうとしてるのか、町の方針をお聞かせください。

2つ目に、地域交流センターの活用について。

こちらの施設、町民の皆さんにとっては、地域交流センターという名称以上に、いわゆる道の駅として認識されてる拠点であると思います。

本町にとっては単なる休憩施設ではなく、観光案内機能、地域住民の交流機能、そして来訪者を迎える玄関口としての役割を担う大変重要な施設であります。

加えて、昨年5月にこちら、防災道の駅に認定されたと伺っております。これは、平時においては観光、交流の拠点として機能し、災害時には防災拠点として町民や地域を支えるという、本町にとって極めて重要な意味を持つものになるのではないかと思います。言い換えるのであれば、この施設は平常時と非常時の双方において機能する町の戦略的拠点として位置づけられるべきものであるんじゃないかと思います。

一方で、その重要性に比べて、現状ではまだ施設の機能や立地を十分に生かし切れていない部分が多くあるのではないかと感じます。議会懇談会とか開催しましても、常に道の駅、もっと活用できないのかという声を多くいただいております。国道沿いという優れた立地がありながら、来場者の滞在時間を延ばす工夫、再訪したくなる魅力づくり、地域の産業や人の営みを感じられる仕掛けなど、さらに高めていける余地は大いにあるのではないかと考えます。

また、今後この施設をより魅力ある拠点へと育てていくためには、単に指定管理者に管理を委ねるのだけではなく、行政が明確な方針を持って関与し、商工会や地元事業者、農業関係者、関係団体など、一体となった運営体制を築いていく必要があるのではないかと思います。

施設の維持管理という発想にとどまらず、この拠点を通じてどう町の魅力を発信し、どう人を呼び込み、どう地域経済に波及させるかという、言わば経営的、戦略的な視点が求められているのではないのでしょうか。特に防災道の駅としての機能強化は、災害時の備えという意味だけにとどまらず、防災拠点として整備され、安心感や信頼感の高い施設であるということは、平時においても安心して立ち寄れる場所、必要な機能が備わった便利な拠点として価値につながる可能性も秘めています。そうした防災機能と観光、交流機能を一体的に高めていくことが結果として施設全体のブランド力の向上にも結びつくのではないかと考えております。

さらに、道の駅は単に人が来る場所ではなく、町の魅力を発信し、体感してもらう場所でもあります。例えば、農産物や加工品の販売、地域の食の発信、観光情報の提供、近隣自治体との広域連携、先ほども申しましたが、子供連れであったり、高齢者の方にも使いやすい空間づくり、さらには防災教育や地域学習の場としての活用など多面的な展開が考えられます。その意味では、地域交流センターは管理する施設ではなく、町の価値を最大化するため活用する施設として位置づけ直していく必要があるのではないかと思います。

そこで伺います。地域交流センターを観光拠点、防災拠点、そして交流拠点として今

後どのような整備、機能強化を予定しているのか、予定しているものがあればお聞かせください。

また、指定管理者に任せ切りにするのではなく、行政や商工会、地域の関係者が深く関与する仕組みの中で、来場者数の増加や利用促進に向けてどのような具体策を考えているのかございましたら、伺いたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

根岸さんからの観光についてのご質問であります。

1点目の通年で観光客増に向けた町の取組ということであります。

北海道内における令和6年度の観光入り込み客数については、実人員で4,964万人ということだそうです。過去最高であった平成30年度に次いで2番目の水準ということで、空知管内においては延べ人数で1,340万2,700人ということであります。インバウンド需要の増加などによって、過去最高になったということの評価であります。

本町においては、調査対象の基準によって道の駅の利用者数である17万7,900人となっておりますが、そのほかにもにわ山森林自然公園などの観光施設のほかに、観光イベントである産業まつりをはじめ、各種団体が主体となって開催されているさくらまつり、冬まつり、ゆめぴりかフェスなどによって、町内外から多くの方に参加をいただき、町のにぎわいや活性化につながっているところであります。

本町における観光につきましては、町が主体となった新たな観光施設の整備を行うのではなくて、まちづくりチャレンジ補助金など、民間団体などが主体となって実施するイベントなどに対する支援、協力を行うことによって、にぎわいの創出につながる取組を進めていくとともに、既存の観光資源をブラッシュアップすることによって、より魅力を高めるとともに、潜在的な魅力ある地域資源の発掘や情報発信の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、着実に成果が現れているまちじゅう音楽事業による音楽を通じた交流人口、関係人口の増加に向けた取組を進めていくとともに、道内主要都市からの移動距離などの立地条件を生かし、旅行者が曜日や季節を問わず、奈井江町を目的地として足を運んでいただけるよう、7年度に新たに創設した中小・小規模企業振興基本条例に基づく事業継承や、新規事業などに対する支援によって、魅力的で特色ある新たな事業の創出に結びつけたいと考えているところであります。

今後につきましても、本町における新たな魅力の創出に向けて、観光協会や地域おこし協力隊、町民の皆さんをはじめ、町内外の多様な関係者とともに、地域の観光資源を最大に生かした奈井江らしい観光の在り方について検討してまいりたいと考えています。

2点目の道の駅の観光・防災拠点としての今後の整備予定や来場者数増に向けた対策ということであります。

国は道の駅の在り方について、これまで道の駅そのものの発展という観点から、まちと道の駅が一体で戦略的に発展していく道の駅第3ステージという指針を掲げて、地方創生や観光拠点、そして広域的な防災拠点としての取組を進めています。

本町の道の駅である地域交流センター ハウスアルビ奈井江については、昨年5月、国土交通省が指定する全国79ヶ所の防災道の駅の一つとして追加選定をされ、今後最大5ヶ年間、国からの重点的な支援を受けながら、広域的な防災拠点としての機能整備を進めていくことになります。

防災道の駅として、建物の無停電化をはじめ、通信設備や貯水施設など、おおむね3年以内に災害時に求められる機能の整備を進めるほか、まずは道の駅の設置者である町と道路管理者である国との役割分担等を定める業務継続計画BCPを策定する必要があります。現在、国との協議に向けて担当課において策定作業を進めております。

今後の整備予定につきましては、策定された業務継続計画を基に、本町の道の駅に求められる防災機能に関して国と協議を行うとともに、国による整備についても要望していくほか、本町が主体的に整備を行う必要がある施設の無停電化や、通信設備の設置などについては、国の補助金など支援を受けながら、防災道の駅として必要な機能整備を進めてまいりたいと考えています。

また、来場者の増加につきましては、広域の自治体間による道の駅スタンプラリーへの参加を継続するとともに、昨年からはないえ共奏ネットワークと連携して、道の駅の出店事業者を通じて、町のPRグッズや独自のパッケージによる町の特産品を販売するなど、道の駅に誘導する取組を進めております。

本町の道の駅は建設から30年を経過し、その間、道の駅に対するニーズも変化しており、構造面など観光施設として限られた観光の下、本町の重要なPR・観光施設として最大限に活用する必要があるものとの認識もしております。

引き続き、指定管理者とより連携を深めながら、道の駅の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど、イベントの重要性、観光の重要性もあるということでお言葉をいただきましたが、音楽を通じた観光、今後こういった形になるのか。例えばですけれども、留萌市とかだと吹奏楽団体を誘致した合宿とかも行われてる中で、奈井江町の場合、宿泊施設が今あまりないということで、それも難しいかとは思いますが、そういった何か音楽にまつわる観光、新しいもの、何か町長の中でお考えがあるのか。目的地としてという言葉もありましたけれども、先ほど質問の中で、通過型観光で立ち寄ってもらうような仕組みづくりをどのようにお考えかと質問させていただきましたので、そちらについて何

か今後のビジョンがあるようでしたら、ひとつお答えいただきたいと思います。

また、道の駅の交流センターのほうなんですけれども、防災拠点として、今後BCPの整備予定があるという中で、そちらどのようなスケジュール感でやっていって、いつのタイミングでそれが施設に導入、施設の刷新に変わっていくのか、そちらのほうもしスケジュール感、現時点で決まっているものがありましたらお聞かせください。

また、町の特産品を今開発した中で、そちらを販売しているともありますが、そちらのほう、例えば具体的な収益目標とかございますのでしょうか。そちらのほうもただ収益目標がないと、やってよかったというようなことになりますので、やはり定量的な数値、評価をしていかないといけないと思っております。指定管理に払っている管理料もありますので、どれだけその管理料を抑えられるかというのも一つ町として重要な課題ではないのかと考えます。そちらについてお聞かせ願いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

議員から3点にわたってのご質問で、目的地として選んでもらえるようにということじゃなくてということなんです、これも何回も申し上げてることなんですけれども、活性化起業人でありますとか、いろんな方たちの助言の中で、実は奈井江町に何もなくて、通過するばかりなんだということを申し上げたときに、そんなことはないんだと、奈井江は奈井江らしいちゃんと魅力があるんだよと言ってくださって、そんなことを目指したいなということではあります、おかげさまで奈井江の中に、それは皆さんの評価がいかがなものか分かりませんが、ホットドッグ屋さんが出てくれたり、今まだ正式に立地されてませんけれども、おにぎり屋さんが立地に準備を進めていただいたり、またにぎわいがあるということでスープカレーとかがやってくれたりということで、いろんな形で波及効果が僕はあると思ってます。

先ほどの質問に戻って言うわけじゃありませんけれども、そういう特産品をこれからどうやって作っていくのかとか、いろんな今ご指摘、2番目の質問の中でありましたけれども、そういうことを担っていただくために、共奏ネットの職員、みんな頑張ってくれてるということでありますので、実は裏返しの採算性取れてないのかもしれないかもしれませんが、誰かがやらなければならないことをやっているということもぜひご理解をいただきたいと思っています。

音楽にまつわる何かをと。ですから、音楽だとかというのはきっかけでしかなくて、いろんなことがあっていいと思ってます。奈井江の奈井江から見えるピンネだとか樺戸連山の景色を見ながらおにぎりを食べたいというお客さんがいらっしゃるでしょうし、里山に登って、これも石狩平野を写真に、かんじきを履いて収めていった人もいます。いろんなことに受け入れられ、来ていただける。でも、そんなことが、いろんなものがあるんだよということはやっぱ発信していかなくちゃいけないことだと思っていて、そ

れの今、メインツールとして音楽を使ってるということでもあります。そんなことも含めて、いろんなことにチャレンジをしていきたいと思っています。

防災BCPの関係ですけれども、これは本年度中、3月中にこの計画をつくるべくもうやっています。とにかく間に合わせたいと思っています。その後、その計画に基づいて、数年間にわたって、先ほど申し上げたような事業を少しずつ展開をしていくということになると思います。これにつきましては、まちづくり計画の見直しも含めてやっていかなければならないことがあろうかと思いますが、またその点ではぜひご理解とご協力をいただきたいなというふうに思っているところです。

特産品の収益の目標はということですが、この特産品については今、みみずくで売ってるんだね。指定管理者に直接ということではなくて、販売をやっているということ、まずはそこで何%かの手数料とかお支払いをしてということになります。これも今の段階では、とにかくいろんなグッズ、皆さんにとってどうか分かりませんが、こんな缶バッジも含めて、奈井江町をどうやってPRするかということで、ずどーんのトートバッグだとかいろんなものを作って、とにかく今は知っていただくための投資だというふうに思っていますので、私も含めて、これをわざわざ買うために奈井江に来るかということ、それはなかなか難しいことだと思ってますが、通ったついでに何かないのとおっしゃる方がたくさんいらっしゃって、じゃあみみずくに行ったら売ってるよというような、そんな形の中で奈井江町が少しでも知っていただければありがたいなというふうに思っています。

あと、指定管理料のそれに伴って、軽減がということで、これはちょっとまた別の議論かと思いますが、指定管理費用についても、それぞれこれだけのコストがかかる時代でありますので、お互いに少しでもコスト削減することがお互いにとっていいことなので、それは協議の中でやれることはやっていきたいと思っています。

以上です。

●議長

根岸議員。残り発言時間、5分少々です。

●1番

観光の拠点としてもやはり道の駅は重要な場所だと思っています。そちらの防災拠点となったというのも今がすごい契機なんじゃないかとも考えます。やっぱり最近、新しい店ができたという言葉、奈井江、盛り上がってるねという言葉、町内外からすごくお言葉をいただいて、先ほど町長にもおっしゃっていただいたようなホットドッグ店だったり、カレー屋さんだったり、これからまだお店ができる予定もございます。どんどんやっぱりそういった事業者を増やしていきたいと個人的にも思っておりますし、先ほどその中で、道の駅の特産品だったり、道の駅の活用方法を指定管理業者とも今後協議を進めたいとおっしゃっていましたが、そういった中、例えば地元で起業された人だったり、町内商工業者、農業関係者と巻き込んで何か議論を交わすような場を設け

るおつもりはございますのでしょうか。その点だけ、１点お伺いしたいと思います。

●議長
町長。

●町長

まず、先ほどの質問でもありましたけれども、道の駅が防災拠点に指定されたことを契機に、観光の拠点としてもという発言であります。私、これも昨年か一昨年か忘れましたが、防災道の駅になった指定の報告も含めて、答弁の中で、奈井江町の農産物を少しでも販売できるような仕組みはできないのかということも今ご提言でありましたけれども、過去のことも申し上げたと思いますが、奈井江町で奈井江町の特産品としての農産物をどこまで収穫し、それをここで販売することができるのか、過去３０年の間ずっといろんなことを農協さんだとか、農協の女性部だとかと議論しながらやってきて、なかなかできなかった経過があります。やったこともありました。やったけれども、それが途絶えたということも含めて、そして今現在、ＪＡの中でもぎたて市場だとかということやっていたり、だから実はいろんなことを過去の先輩たちもやってきてるんですが、奈井江町という農業なら農業の特性を考えると、長沼で野菜を売ってます、新篠津でどうですということと、置かれてる環境、違うということなんです。ですから、それが子どもの国のところのハイウェイオアシスのように、全道の土産品を集めて売るというやり方もあります。これはお分かりだと思いますが、高速道路では岩見沢のサービスエリアであったり、輪厚であったりするところと同じやり方を、それをじゃあ奈井江町の道の駅でやるのかということでもありますし、そういう意味でのいろんな検証も必要だと思ってます。私はそんなことも鑑みたときに、私どもの奈井江町の道の駅は防災道の駅としてのポテンシャルをしっかりと生かしていきたいけれども、観光品とか、物産品を販売して認知度を高めるということについては極めて難しいということも過去の答弁でも申し上げたつもりであります。ただ、これも本当に共奏ネットをはじめとして、町の人たちが一緒に参加してラスクを作ってくれたり、クラフトビールを作ってくれたりという、そういうことがどんどん、皆さんに提供できるものが生まれてきてほしいし、それを共奏ネットが一生懸命、行政のいわゆる国のお金も使いながら支援をして生み出して行って、生まれてきたらそこで売るということは、本当にそんな好循環ができればいいと思ってみんな頑張っているということについては、ぜひこれはご理解をいただきたいというふうに思っています。そんなことも含めて、議員はどうしても皆さんすぐみんな集めて相談しようということですが、今のところ私としてはその考えはございませんので、申し上げておきます。

●議長
質問じゃないね。根岸議員。

● 1 番

今ほど、過去という言葉もございましたが、過去の経緯も尊重いたします。ただ、過去は過去、今は今、未来は未来だと思います。やっぱりこれからどういう道の駅にしたいかという議論も慎重に重ねていかないといけないと思うんです。

先ほども言いましたけど、防災拠点に認定されたのは意外とチャンスなんじゃないかと思います。自分、余市のスペース・アップルよいちですか、道の駅。あちらは宇宙と関連づけて宇宙食も売ってたりするんですよね。その単品の商品開発等で考えるのではなくて、例えば防災拠点と認定されたからこそ、例えば備蓄品としての食料をそちらで販売するとか、例えば奈井江の特産品、トマトだったり、そういったものをレトルトパウチにして5年保存できるようなものができないかとか、いろんなそういう議論を重ねていかないといけないと思うんです。それに関しては、やはりいろんな町民の意見も聞いていかないと思ってますし、各種関係団体だったり、地域の皆さんと力を合わせながら、やっぱり交流センター、町の観光というところをもっと考えていかないといけないと思います。

まだまだ奈井江町、あそこで稼げる、稼げるというのが本当に正しい言い方なのか分からないですけども、稼ぐことによって町政の負担をもっと減らせるんじゃないかと私は思うんです。私の思いともなりますが、町民の方からも幾度となくもっと道の駅盛り上げられないのかという声もいただいていますので、ちょっときつい口調とはなっていますが、私の思いと町民の思いも含めまして、こちら質問に代えさせていただきます。

●議長

町長。

●町長

何回も申し上げますけれども、決してご提言を拒むものでもありませんし、みんなで考えていきたいと。ただ、そのために会議を持ってとか、そういうことではないと思っていますので、皆さんからの積極的なご意見、そしてそれを受けて、今まさにいろんなことに、繰り返しますけれども、共奏ネット、頑張っているいろんな情報を得てやっていると。議員もそういうことで共奏ネットにご意見をいただいているというふうには私聞いていますので、日頃からいろんな方たちが遠慮なく、会議を持つことでなくて、会議を持って聞いたからということが町民の意見を聞いてるということでは僕はないと思っています。フランクに、いつでも意見をいただければ、受け止めさせていただきます。それは、そしてかつ、併せて申し上げれば、それは聞いたということが全てゴーサインでもないし、お互いその中で議論しなきゃいけないことだと思っていますので、ぜひ積極的なご提言はお待ちしております。よろしくお願いします。

●議長

以上で、根岸議員の総括質問を終わります。

総括質問の途中でありますが、昼食のため１時１５分まで休憩いたします。

(休憩)

(１２時０４分)

(４．３番篠田議員の質問・答弁)

(１３時１５分)

●議長

それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

引き続き、総括質問を行います。

３番篠田議員。

(３番 登壇)

●３番

私は、町長に質問を１つ、それと教育長に１つずつ、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、１点目は町長のほうにですけれども、町立国保病院の安定した経営についてという点で、当町は、地元医師会とともに、住民の医療・福祉等に病診連携で関わり、推進してきております。町立国保病院では、地域で共に診る発想から、開放型病床や高額医療機器等の共同利用を行いました。令和３年７月から開放型病床は休止しておりますが、医療機器・検査施設の共同利用は現在も行われております。また、学校医、各種委員会等に関しましても、医師会は積極的に関わり、子供たちの健康管理等にも努めていただいております。非常に残念ではありますが、本年４月末で、長年、地域の医療・福祉等に大きくご貢献を頂いていた診療所が閉院されとお聞きをしました。

そこで、町立国保病院も、医師等の確保等、様々な課題があると思われますが、次の２点についてお伺いします。

一つは、この診療所を利用されている方が町立国保病院を希望された場合の受入れ等について、２つ目が、医師会等が学校医や各種委員会等の対応もされておりますが、公的病院である町立国保病院はどのように対応されていくのか、この２点についてお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員から、病診連携で貢献された診療所が閉院になると、そういう中で、閉院後

の患者さんの受入れについての意見、また、医歯会が担っていた学校医だとか介護認定審査会等に対する公的病院としての対応という２点かと思います。

まず、診療所の閉院についてであります。直接お話をお聞きしておりますけれども、これまでの間、病診連携による町民への医療提供や保健事業を共に取り組んできたことをはじめ、在り方検討委員会で町立国保病院について提言を頂くなど、多くの場面でご協力を頂いており、私としても非常に残念な思いであるとともに、今後、町立国保病院の果たしていく役割がより重要になると考えているところであります。

１点目の閉院により町立国保病院で受診を希望する患者さんの受入れについてということです。

現状、町立国保病院に来院する患者さんの中には、町内外の病院や診療所で発行された紹介状をお持ちになり受診されている方がおり、それぞれ病状に応じながら医療を提供しております。診療所を利用されていた方が町立国保病院に来院された場合においても同様にしっかりと受入れを行い、医療を提供してまいりたいと考えています。

また、患者さんの中には、医師を指定して受診を希望する方もいると思われますが、特定の医師に偏った場合、診療時間が長くなり、患者さんをはじめ、医師にとっても負担が生じることとなりますので、受診曜日などの相談も行うなど、負担軽減にも努めてまいりたいと考えているところです。

次に、学校医等に対する公立病院としての対応についてであります。現在、学校医や就学時健診など、学校保健に関する取組や町の保健事業は、医歯会の協力を受け実施をしております。

閉院のお話をお聞きした後は、関係課や教育委員会、病院で情報を共有し、各事業における実施体制の課題の整理と対応等の検討について指示を行っております。現在も検討を行っている最中ではありますが、町立国保病院においても可能な限り対応していく方向であり、今後、医歯会とも相談を重ねながら事業を推進してまいりたいと考えております。

また、空知中部広域連合が所管する介護認定審査会につきましては、奈井江町から医師の推薦を行い、今現在実施をしておりますが、医師不足である現状を踏まえ、今後の将来的な見通しも踏まえということですけれども、今後も奈井江町から医師を推薦し続けるということについてはかなり困難な課題であると捉えています。このため、今後の審査会委員の推薦の在り方については、広域連合を通じながら構成市町と相談をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

篠田議員。

●３番

町民に関わる医療のこと、それと福祉だとか、いろんなことを医師会の皆さんはご協

力をしていただいております。今後もぜひ、この病診連携は継続をされて、町内の住民の健康管理に努めていただきたいと思います。あと、各種委員会等、医師会のほうからそうやって積極的に委員を出してもらったり、いろいろとご協力を頂いております。今度、医師会のほうも、奈井江会は1つの診療所しかなくなるものですから大変かなとは思われますけれども、その辺も連携しながら、町立国保病院が本当中心になってやっていただければ、皆さんも安心して暮らせるのかと思いますので、ぜひ、その点はよろしくお願いしたいなと思います。1点目の質問はそれで終わらせていただきたいと思います。

次に、教育長のほうなんですけれども、部活動の地域移行についてということで、中学校の部活動の地域移行は2023年度から段階的に進められ、2026年度から2031年度までが改革実行期間とされているようですが、町ホームページでもスケジュール等が掲載されておりますが、新年度当初予算にも289万2,000円ほどですか、計上されております。これまでの協議経過や取り組む概要についてお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

それでは、最初に、全国の部活動を取り巻く状況から答弁をさせていただきたいと思っておりますが、少子化により中学生の人数が減少して、学校単位での継続が困難になってきております。一方で、かねてより全国的な教員不足が大きな問題となっております。令和5年、国は教員の働き方改革の一環として、部活動を教員の手から離し、地域に移行することにかじを切ったということが上げられるかと思います。

しかし、地域の受皿がなかなか見つからないという課題に起因をして、全国的に地域移行が思ったほど進んでいないということで今日まで推移をしております、この地域でも、空知教育局が音頭を取りながら、広域連携も含めた会議を主催をしておりますが、多くの市町で地域移行が進んでいないという状況でございます。

そこで、本町の取組であります。現状、奈井江中学校では5種目、ソフトテニス、女子バレーボール、吹奏楽のほか、隣接部といいますが、個人競技として、スキー、剣道が活動しております。

令和5年の12月になりますが、少し先を見据えて、単に中学生だけとせず、小学校5年生以上を含めた児童・生徒と保護者・教職員に、部活動に関わるアンケートを教育委員会で実施をしております。回答としては、今の活動に満足しているという回答が7割以上と多く、一方で、部活動に入部していない生徒からは、やりたい種目がないというような回答がありました。やってみたい種目としては、ダンスやバドミントン、楽器演奏、動画編集やeスポーツ、また、料理やお茶といった回答があったところです。

少し補足をしたいと思いますが、篠田議員ご案内のとおり、奈井江町には既にスポー

ツ少年団として地域展開しているものがございます。現在は、サッカー、空手、ドッチボール、野球の４種５団体が町外の子供たちも含めた活動をしております。

これらの状況を踏まえまして、教育委員会では、昨年の２月に奈井江町部活動地域移行検討委員会を設置をしまして、今ほど一端を申し上げましたが、アンケートの結果などのデータも示しながら、学校関係者や保護者、関係団体など、１５名で構成をする委員会で５回にわたる検討を頂いて、８月に答申をしていただきました。

その内容といたしましては、１つ目として、今の部活動の種目を保護者や地域の方、そして、今後も関わっていききたいと希望される先生たちの協力を得ながら、当面は休日、その後、平日に拡大をしながら継続していくこと、２つ目として、生徒たちがやってみたいと思っている種目の体験活動を通じて、活動の輪を広げていくこと、３つ目として、より効果的に部活動の地域展開を行うための運営組織、地域総合クラブの創設の３本柱となっております。教育委員会としては、これから答弁する２つのステップで、この３本柱を実践していきたいと考えてございます。

ステップ１が、令和８年から９年の予定であります。地域総合クラブの業務を文化振興係で担いまして、学校、保護者、関係団体に必要な説明を行っていきます。２つ目として、休日の部活動の見守りや指導、大会の送迎などの諸課題について、中学校や関係団体、保護者と種目ごとに協議を進めていき、本年の秋口をめどに準備が整った種目から休日の地域展開に着手をしたいと思っております。３つ目としては、現在の子供たちのニーズを把握するために、再度、アンケート調査を実施しまして、今の部活動にはない種目で実施可能なものがあれば、体験版として試験的に取り組む考えであります。

次がステップ２です。令和１０年度の予定をしております。１つ目として、休日のみの対応から平日までに拡充をします。２つ目として、体験版の拡充やその定期的な実施の検討です。３番目としては、学校部活動が担ってきた自主性や協調性、責任感、連帯感などの醸成、そういった教育的な意義を継承しつつ、小学生や高校生まで対象を拡大できないかについて検討します。

このステップ１、２で部活動の地域展開が完了する予定ですが、次のステップ、これは部活動のという点でいくとプラスアルファになるかもしれませんが、令和１１年度にステップ３に踏み込みたいというふうな青写真を持っております。

内容としては、１つ目として、地域総合クラブでの大人を含めた活動の検討であります。２つ目として、現在、少子高齢による加入者の減で苦戦をしておりますスポーツ協会や文化連盟といった加盟団体の生涯学習活動について、地域総合クラブでサポートできないかを検討するというものであります。

以上、ステップ１、２、３ということで取り組みたいというふうな青写真が、今、教育委員会が描いているものであります。

この後、保護者の負担、休日の見守りや指導、移動手段のサポートなど、たくさんクリアすべき課題があるかと思いますが、保護者や地域の方々の協力を得ながら対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

●議長

篠田議員。

●3番

今の答弁で、概要については、これから取り組む概要については理解はします。あと、いずれにしてもアンケート調査、子供たちのアンケート調査も今後もやっていくというお話ですけれども、それもいいんですけれども、実際に体験をさせて、入ってもらって、動いてもらって、果たして自分に合うかどうかということもやってみないと分からない部分も子供たちにもあるのかなということで、保護者の方々にも説明は逐次されていくとは思いますが、やはりせっかくこういう地域移行という形で新しい動きになってきましたので、ぜひ、その辺は子どもたちが本当にやりたいものに動けるようなことを、ただ、それをやるにしても、協力・支援してくれる人がいないとできない部分もあるでしょうから、それは地元でできることも限りがあるでしょうし、近隣との連携というようなことも考えていかなきゃならないかなと思いますので、いろいろと大変苦労される部分が多々あるのかなとは思いますが、いずれにしても、子どもたちのためにみんなが協力できることを進めていただけるような形で進めていただければと思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

終わります。

●議長

終わり。

●3番

いいです。

●議長

はい。

以上で、篠田議員の総括質問を終わります。

これで、本日の総括質問を終わります。

お諮りいたします。議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日より15日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。3月10日から15日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

散会

(1 3 時 3 2 分)

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(1 3 時 3 2 分)

令和8年第1回奈井江町議会定例会

令和8年3月16日（火曜日）

午前10時00分開会

午前10時48分閉会

○議事日程（第1号）

別紙のとおり

○出席議員（9人）

1番 根 岸 一 志
3番 篠 田 茂 美
5番 石 川 正 人
7番 笹 木 利津子
9番 森 岡 新 二

2番 星 厚 早
4番 遠 藤 共 子
6番 大 矢 雅 史
8番 大 関 光 敏

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 戸 田 孝

議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

令和8年奈井江町議会
第1回定例会議事日程表

令和 8 年 3 月 1 6 日

午前 1 0 時 0 0 開 議

(第3号)

10:00

日 程	議 件 番 号	議 件 名	結 果
第 1		会議録署名議員の指名について	6番 7番
第 2	議案第12号	奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
	議案第13号	奈井江町税条例の一部を改正する条例	原案可決
	議案第16号	奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決
	議案第17号	奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
	議案第18号	奈井江町基金条例の一部を改正する条例	原案可決
	議案第20号	奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決
	議案第23号	奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について	原案可決
	議案第7号	令和8年度奈井江町一般会計予算について	原案可決
	議案第8号	令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について	原案可決
	議案第9号	令和8年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決

	議案第10号	令和8年度奈井江町下水道事業会計予算について	原案可決
	議案第11号	令和8年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について	原案可決
第 3	議案第14号	奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4	議案第15号	奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5	議案第21号	公の施設に係る指定管理者の指定について (奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫)	原案可決
第 6	議案第24号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意 (田口 友子)
第 7	議案第25号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意 (林 裕章)
第 8	議案第26号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意 (首藤 繁勝)
第 9	議案第27号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意 (大平 雅仁)
第10	会議案第2号	奈井江町のキャッチフレーズ「ずどーん」推進条例の制定について	原案可決
第11	決議案第1号	議会改革に関する調査特別委員会の設置について	原案可決
第12	調査第1号	議会運営委員会の調査の付託について	原案可決
第13	調査第2号	まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について	原案可決
第14	調査第3号	広報常任委員会の所管事務調査の付託について	原案可決

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。定例会の最終日、本会議出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、6 番、大矢議員、7 番、笹木議員を指名いたします。

日程第 2 議案一括上程

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 2、議案第 1 2 号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第 1 3 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、議案第 1 6 号「奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例」、議案第 1 7 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 1 8 号「奈井江町基金条例の一部を改正する条例」、議案第 2 0 号「奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第 2 3 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」、議案第 7 号「令和 8 年度奈井江町一般会計予算について」、議案第 8 号「令和 8 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第 9 号「令和 8 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 1 0 号「令和 8 年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第 1 1 号「令和 8 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」、以上、1 2 議案を一括議題といたします。

1 2 議案につきましては、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書。

予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出が

あったので、これを付議する。

令和8年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記。

1、議件名、下記記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。

(1) 審査の経過、委員会開催日、令和8年3月10日、11日。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、原案のとおり可決した。

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、8番、大関議員。

(予算審査特別委員長 登壇)

●8番

おはようございます。

それでは、令和8年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

去る3月3日の令和8年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案7件、予算議案5件の審査を行うため、3月10日、11日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に、結論から申し上げますと、全12議案については、いずれも原案どおり全会一致をもって可決されました。

令和8年度においては、厳しい財政状況の下、全般的に各会計とも各事業を精査し、予算計上されていることが伺える一方で、5年目となる奈井江版生涯活躍のまち、誰もが躍動し寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクトの積極的な施策や、子育て支援、教育施策を充実するなど、予算編成の工夫に対し評価するものであります。

あわせて、第7期まちづくり計画を基に、各事業が着実に推進されるよう期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会に付されました主だった意見要望をご報告いたします。

一般会計では、1点目は、生涯活躍のまち事業についてであります。

委託先の一般社団法人ないえ共奏ネットワークが担う各事業においては、奈井江町の魅力づくりやまちの活性化など、これからのまちづくりに大きく期待するものであります。

引き続き、関係人口、交流人口づくりや、空き家・空き店舗活用パイロット事業など、着実に事業の推進に努めていただくようお願いいたします。併せて、町民に対し、事業

内容や予算の流れが分かりやすく伝わるよう、丁寧な情報提供と周知に努めるようお願いいたします。

2点目は、移住・定住対策についてであります。

子育て世代が転入してくるなど、子育て支援策と連動させた住宅関連施策は、一定の成果が表れていますので、引き続き、移住者等のニーズの把握や検証を進めるとともに、地元企業、関係団体等との連携を図り、町内外から求められる施策の展開を期待します。

また、住宅取得助成やリフォーム助成事業においては、ニーズに合った柔軟な対応をお願いいたします。

3点目は、手数料・使用料についてであります。

公共施設使用料については、燃料費等の高騰に伴い、維持管理費の増加が見られますので、維持管理費に見合った使用料の改定についての具体的な検討と、町民や利用団体への説明をお願いいたします。

4点目は、合葬墓についてであります。

近年、少子高齢化や単身世帯の増加に伴い、墓地の継承が困難となるケースが増加しており、全国的にも永代供養を前提とした合葬墓への需要や関心が高まっております。

本町においても、令和7年度に実施した町民アンケート調査の結果を踏まえ、前向きな検討をお願いいたします。

5点目は、スマート農業推進事業、鳥獣対策についてであります。

町内農業の担い手不足や、生産性向上の必要性を踏まえると、ICT技術や省力化機器を活用したスマート農業の導入は、将来の農業基盤を維持する上で重要な取組であります。今後も、導入を検討される方々へのサポートなど、町全体でスマート農業を育てていけるような環境づくりが進むことを期待いたします。

また、鳥獣被害の深刻化やヒグマの出没増加は、農作物被害のみならず、町民の安全確保にも直結しますので、効果的な防除施策の実施や、出没情報の迅速な共有に努めるようお願いいたします。

次に、町立国保病院事業会計についてです。

これまでも経営改革に取り組んでいただいておりますが、物価高騰等の影響により、厳しい経営状況は続くことから、経営強化プランに基づき効果的・効率的な病院経営の確立に努力されることを望むものであります。

また、二次医療圏の協議が進むことを期待するとともに、引き続き、自治体病院として、町民の期待と信頼に応えるよう進めることをお願いいたします。

以上が、当予算審査特別委員会で付託されました案件の審査の概要であります。

委員会審査において出された意見要望も含めて十分検討され、事業遂行に当たっていただくようお願いいたします。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

●議長

1議案ごとに採決をまいります。

議案第１２号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１３号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１６号「奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 17 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 18 号「奈井江町基金条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号「奈井江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号「令和8年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号「令和8年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号「令和8年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「令和8年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号「令和8年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第3、議案第14号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書No. 2の141ページをお開き下さい。

議案第14号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」。

奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町手数料条例の一部を次のように改正する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の号ずれを整理するものであり、改正条例の附則として、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布の日から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものがあります。

以上、奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

質疑の前であります。議案の名前に間違いがありましたので、ちょっと言い直します。抜けている部分がありましたので。

議案は、第14号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町の手数料条例の一部を改正する条例」であります。

失礼いたしました。

休憩いたします。

(休憩)

(10時18分)

(3. 質疑・討論・採決)

(10時18分)

●議長

会議を再開します。

大変申し訳ありません。再び間違いがあったようですので、言い直します。

議案第14号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」であります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第4、議案第15号「奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No. 2の142ページをお開きください。

議案第15号「奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例」。

奈井江町行政手続条例の一部を次のように改正する。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、国の行政処分に係る行政手続法の一部が改正され、不利益処分における聴聞の手続等において、公示送達に係るデジタル技術の活用を図ることが可能とされたため、条例による行政処分について定める本町条例についても、同様に改正するものであります。

改正条例の附則として、施行期日を、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日であります令和8年5月21日と定めるとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

以上、奈井江町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第5、議案第21号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町米穀乾燥調整貯蔵施設、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書No. 2の169ページをお開きください。

議案第21号「公の施設に係る指定管理者の指定について」。

地方自治法の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、本年3月に現在の指定期間を終了する米穀乾燥調製貯蔵施設及び米穀貯蔵用利雪低温倉庫の4月以降の指定管理者を指定するものであります。

記といたしまして、1、指定管理者の名称は新砂川農業協同組合。

2、管理を行わせる施設の名称及び所在地であります。所在地につきましては、奈井江町字茶志内732番地3で共通しております。一つに、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、もう一つに奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫であります。

3、管理を行わせる期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

4、管理業務の範囲といたしましては、米穀の乾燥、調製、貯蔵及び出荷に関する業務、前号により生じたもみ殻の処理に関する業務、利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務、上記に付随する業務の以上5項目であります。

5、利用料金に関する事項といたしましては、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条例第6条第1項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものであります。

以上、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第6、議案第24号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議案書No. 2、172ページをお開き下さい。

議案第24号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」。

奈井江町教育委員会委員、矢萩優子氏が、令和8年3月31日付をもって委員を辞職するため、後任として、田口友子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、町議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

なお、田口氏の履歴につきましては、次ページに掲載をしています。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第24号について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第25号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時25分)

●議長

日程第7、議案第25号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書No. 2、174ページをお開き下さい。

議案第25号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

公平委員会委員、林裕章氏が令和8年3月31日付をもって任期満了となるので、引き続き林氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により町議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

林氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第26号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時26分)

●議長

日程第8、議案第26号「公平委員会の専任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書No. 2、176ページをお開き下さい。

議案第26号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

公平委員、首藤繁勝氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き首藤氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により町議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

首藤氏の履歴につきましては、次ページに掲載をしております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第27号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第9、議案第27号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書178ページをお開き下さい。

議案第27号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

公平委員、石遼二氏が令和8年3月31日付をもって任期満了となるので、後任として、大平雅仁氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により町議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出、奈井江町長。

なお、大平氏の履歴につきまして、次ページに掲載をしております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

●議長

日程第 10、会議案第 2 号「奈井江町のキャッチフレーズ『ずどーん』推進条例の制定について」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第 2 号「奈井江町のキャッチフレーズ『ずどーん』推進条例」。

上記議案を地方自治法第 112 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 16 日提出。提出者、奈井江町議会議員大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく星厚早。

提案理由。本町のキャッチフレーズ「ずどーん」の活用を通じて、町民の一体感の醸成と本町の魅力発信を図るため、本条例を制定いたしたい。

次ページをお開きください。

奈井江町のキャッチフレーズ「ずどーん」推進条例。

条文の朗読を省略いたしますが、本条例の第 1 条から第 5 条において、条例の制定の目的や定義、町の役割、乾杯の推進などについて定めております。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行するものと規定しております。

以上です。

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

8 番、大関議員。

●8 番

ただいま上程されました奈井江町「ずどーん」推進条例につきまして、提案理由の補足説明をいたします。

本町には、日本一の直線道路をはじめ、広がる田園風景や雄大な町並み、山並み、大らかな町民性など、奈井江ならではの魅力が数多くあります。これらを象徴する言葉として、町ではキャッチフレーズ「ずどーん」を掲げ、町の魅力発信に取り組んでおります。

私たち議会としても、この「ずどーん」を町民みんなで共有し、町への愛着や一体感を高めていくことは、奈井江町の活力づくりに大いに寄与するものと考えております。

本条例は、「ずどーん」の活用を町全体で後押しし、まちづくりの力としていくため

に必要な事項を定めるものであります。懇親の場での乾杯の音頭として、「ずどーん」を推奨することもその一つであります。もちろん強制するものではなく、楽しみながら使っていただくことを基本としております。

以上の趣旨から、本条例を制定する必要があると判断し、議員発議として提案するものであります。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

3番、篠田議員。

●3番

3番。私は、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

町のキャッチフレーズは、令和4年8月にワークショップでテーマを決め、募集し、プロのコピーライターの方々に審査等をしてもらってから、再びワークショップで面白い使い方や、アイデアがたくさん思いつく「ずどーん」に決まったとのことであります。

行政は、キャッチフレーズに、生涯活躍のまち事業の交付金を活用し、これまで1,000万円を超える事業費で、グッズや様々なイベントでPRしており、皆さんにも遊び道具の一つとして、楽しみながら使ってもらいたいとしています。

今回、議員発議で、懇親の場において乾杯の音頭を「ずどーん」と発生することを強制はしないが、推奨するキャッチフレーズの推進条例ですが、これは、乾杯の指名を受けた方が自由な意思の下で何を発声するか判断することであると思います。

また、議員発議の条例は、地域の課題を住民のニーズに基づいて主体的に立案するものと考えており、この条例には反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

●議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番、笹木議員。

●7番

私は、会議案第2号「奈井江町のキャッチフレーズ「ずどーん」推進条例の提出につ

いて」、賛成の立場で発言をさせていただきます。

私自身、この町のキャッチフレーズとして、「ずどーん」は大変いいと思っております。

条例にあります目的は理解しておりますが、ここ数年の状況を見て、定義２条から５条を鑑み、もう少し町民に近い、親しんでいただけるキャッチフレーズにと思っていたところではありますが、今回の条例提出により、議会としても、以前にも増して意識を持って、アピール拡大につなげていきたいと考え、提出の賛成とさせていただきます。

以上です。

●議長

ほかに討論ありますか。

石川議員。

●５番

このたびの条例提案について、反対の立場で発言いたしたいと思います。

地方議会において、条例の議員提案とは、国会での議員立法に等しく、大きな責任と意義のある重要な権限であります。

このたびの条例案は、提案に至るまで、必要性について、議員による委員会などでの研究や、町民の意見を聞くなど、十分な調査は行われておりません。

また、早急に制定しなければならない緊急性も感じられておりません。

以上の理由により、私は、この条例の提案に反対いたします。

●議長

以上で、討論を終了いたします。

それでは、会議案第２号を、起立により採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ありがとうございました。

賛成起立多数でありますので、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１ 決議案第１号の上程・説明・質疑・討論・採決 (１０時３８分)

●議長

日程第１１、決議案第１号「議会改革に関する調査特別委員会の設置について」を議

題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

決議案第1号「議会改革に関する調査特別委員会の設置について」。

上記決議案を別紙のとおり、奈井江町議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和8年3月16日提出。提出者、奈井江町議会議員大関光敏。賛成者、奈井江町議会議員石川正人、同じく篠田茂美。

提案理由。議会改革に関する調査のため、特別委員会の設置を提案する。

次ページをお開きください。

議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議。

地方自治法第109条及び奈井江町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会改革に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、調査事項、議会活動の活性化に向けた取組に関する調査。
- 2、委員の定数、議長を除く全議員。
- 3、設置の期間、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

8番、大関議員。

●8番

提案理由の補足説明をいたします。

近年、人口減少や少子高齢化の影響で、依然として各市町村は厳しい財政運営を強いられております。また、同様に議会の置かれている環境も変化してきております。

前回の特別委員会で、4年任期の中で一度は議会の在り方を議論すべきとの申合せがありました。今回、来年の地方統一選挙までですので、限られた時間の中ではありますが、一定の方向性を示すべきと考えました。

1つ目に議員定数、2つ目に議員報酬、3つ目に議員の資質向上のための研修の公費負担、4つ目に、ペーパーレス化やデジタル社会への対応するためタブレットの導入など、大まかにこの4項目について、議員の皆様と議論をいたしたく、議会改革に関する調査特別委員会の設置をするものであります。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

●議長

以上、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

特別委員会委員構成のため、しばらく休憩いたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(10時41分)

(互選結果報告)

(10時43分)

●議長

それでは、会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長により報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

議会改革に関する調査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長につきましては大関副議長、副委員長につきましては根岸議員。

以上でございます。

●議長

議会改革に関する調査特別委員会の正副委員長の互選結果について、ただいまの報告のとおり、委員長には大関議員、副委員長には根岸議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大関議員、副委員長には根岸議員を選任することに決定をいたしました。

日程第 1 2 調査第 1 号の上程・説明・付託

(1 0 時 4 4 分)

●議長

日程第 1 2、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第 1 0 9 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和 8 年 3 月 1 6 日提出、奈井江町議会議長。

記。

調査事項、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 1 3 調査第 2 号の上程・説明・付託

(1 0 時 4 5 分)

●議長

日程第 1 3、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第 1 0 9 条第 8 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和 8 年 3 月 1 6 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号、調査事項につきましては、調査第 1 号、公設塾「ななかま」中学部の運営状況について。

調査第 2 号、広報広聴のあり方について。

調査第 3 号、地域交流センター、道の駅の管理運営について、現地調査を含みます。

調査日程、3 日以内でございます。

以上です。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 1 4 調査第 3 号の上程・説明・付託

(1 0 時 4 7 分)

●議長

日程第 1 4、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和8年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

(10時48分)

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

なお、本日は議題の読み等で不備がありましたことをおわび申し上げます。

それでは、これにて令和8年奈井江町議会第1回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

(10時48分)